

平成22年度
由利本荘市行政評価
外部評価実施報告書

平成22年10月
由利本荘市外部評価委員会

【 目 次 】

はじめに	1
I 外部評価の概要	2
1. 外部評価の実施方針	2
2. 外部評価委員	2
3. 外部評価委員会の開催経過	2
4. 平成22年度評価対象事業	3
5. 由利本荘市の行政評価システム	4
6. 外部評価の進め方	6
(1) 現地調査	6
(2) ヒアリング調査	6
II 外部評価の結果	7
1. 評価のまとめ	7
2. 主要事業の評価結果	8
(1) 元気な地域づくり交付金事業（笹子上堰地区）	8
(2) 青少年旅行村整備事業	14
(3) 西滝沢水辺プラザ整備事業	20
(4) 保健センター改修事業	26
(5) 消防・防災設備整備事業	32
(6) 海岸安全情報伝達施設改修事業	38
(7) 葛岡・新田地区農業集落排水事業	44
(8) 校舎等整備事業（耐震補強）	50
(9) 笹子公民館改修事業	56
(10) 市道堀切雷田長坂線改良事業	61
3. ソフト事業の評価結果	67
(1) 外出支援サービス事業	67
(2) 農業夢プラン応援事業補助金（畜産）	75
III 総括及び提言	81
1. 外部評価作業を実施した所感	81
2. 行政評価システム等について改善・工夫が必要な事柄	82
(1) 行政評価の定義づけについて	82
(2) 評価対象事業について	82
(3) 評価基準について	82
(4) 外部評価作業の進め方について	82
3. その他意見等	83

はじめに

行政評価は、事務事業について「事業コスト」「事業効果」及び「市民ニーズ」を念頭に置き、内容を検証し改善を進める「PLAN（計画）→ DO（実践）→ CHECK（評価）→ ACTION（見直し）」のサイクルを確立するものであり、由利本荘市の行財政運営にとって重要な制度である。

由利本荘市では、平成18年度から行政による内部（自己）評価の取組が進められ、内部評価システムの構築や職員の意識改革が図られてきた。

さらに、平成22年度から、内部評価が市民の目線・生活者の視点に立って行われているかを検証し、評価の客観性と信頼性を確保することを目的として「由利本荘市外部評価委員会」を設置して、行政外部の第三者の視点による外部評価を実施した。由利本荘市にとって、この外部評価は行政評価制度に基づくものとして初めての試みである。

本報告書は、由利本荘市総合発展計画に登載されている事業のうち、平成21年度に実施された10件の主要事業と2件のソフト事業を対象に実施した内部評価について、外部評価委員会が実施した評価の結果を取りまとめたものである。

行政評価は、各自治体において様々な方法で取り組まれており、その方法についても、実施していく過程において試行錯誤が繰り返されている状況にある。行政評価および市の施策について理解を深め、内部評価結果を検証するのは容易な作業ではないが、由利本荘市のより良いまちづくりに資するべく評価に臨んだところである。

評価の過程では、現地調査や事業担当課へのヒアリングを行うとともに、委員会での慎重な審議に努めた。今後本報告書が活かされ、より良い市政の実現に役立つことを期待するものである。

平成22年10月 由利本荘市外部評価委員会

I 外部評価の概要

1. 外部評価の実施方針

由利本荘市が実施する事務事業についての行政評価のプロセスに市民等の参加機会を確保し、行政外部の第三者の視点で、事務事業の必要性や効率性などを評価することにより、行政評価の客観性と信頼性を高めるとともに、評価作業を通じた職員の意識改革を促し、市の行政改革を促進させることを目的とした。また、市が実施した事務事業等の評価を通し、今後の方向性に関する提言や改善提案、さらには外部評価制度の実施方法等についても提言することとした。

2. 外部評価委員

委員会は、専門家委員4名、市民委員4名の下記の8名で構成された。

委員長	三品 勉	秋田県立大学システム科学技術学部経営システム工学科教授
副委員長	山口 邦雄	同 建築環境システム学科准教授
委員	佐藤 俊一	秋田しんせい農業協同組合 常勤監事
委員	辻川 新二郎	アルファ・エレクトロニクス株式会社 監査役
委員	今村 浩一	西目地域協議会 会長
委員	須田 まり子	由利本荘市社会福祉協議会 評議員
委員	小島 ひとみ	由利本荘市商工会女性部 前本荘支部長
委員	太田 良行	NPO 法人矢島フォーラム 理事長

(任期は平成24年3月31日まで)

3. 外部評価委員会の開催経過

第1回委員会	平成22年6月16日	・由利本荘市の行政評価システムについて ・外部評価実施方針について ・評価対象事業と今後のスケジュールについて
第2回委員会	平成22年9月15日	・班編制について ・現地視察調査(9箇所)
第3回委員会	平成22年9月22日	・2班体制で6事業の外部評価作業を実施 ・事業担当課及び内部評価担当者ヒアリング
第4回委員会	平成22年9月29日	・2班体制で6事業の外部評価作業を実施 ・事業担当課及び内部評価担当者ヒアリング
第5回委員会	平成22年10月13日	・外部評価報告書(案)の協議

4. 平成22年度評価対象事業

由利本荘市総合発展計画の施策の柱や実施地域、担当部局の偏りのないよう選定考慮された下記12事業（総合発展計画掲載の主要事業10事業とソフト事業の2事業）を評価対象とした。

【主要事業】

No.	事業名	地域名	担当部局名	H21年度事業費	担当
I 地域に開かれた住民自治のまちづくり					
対象事業無し。					
II 活力とにぎわいのあるまち					
1	元気な地域づくり交付金事業(笹子上堰地区)	鳥海	農林水産部	29,628	B班
2	青少年旅行村整備事業	由利	商工観光部	37,988	A班
3	西滝沢水辺プラザ整備事業	由利	企画調整部	115,220	B班
III 健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまち					
4	保健センター改修事業	矢島	市民福祉部	13,000	B班
IV 恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまち					
5	消防・防災設備整備事業	東由利	消防本部	13,591	A班
6	海岸安全情報伝達施設改修事業	一体	総務部	222,000	A班
7	葛岡・新田地区農業集落排水事業	大内	建設部	644,080	A班
V 豊かな心と文化を育むまち					
8	校舎等整備事業(耐震補強)	一体	教育委員会	220,112	B班
9	笹子公民館改築事業	鳥海	教育委員会	210,102	B班
VI 心ふれあう情報と交流のまち					
10	市道堀切雷田長坂線改良事業	大内	建設部	110,200	A班
VII 行財政改革による健全なまちづくり					
対象事業無し。					

【ソフト事業】

No.	事業名	地域名	担当部局名	H21年度事業費	担当
1	外出支援サービス事業		市民福祉部	5,645	B班
2	農業夢プラン応援事業補助金(畜産)		農林水産部	25,535	A班

慎重な評価を期するため、委員会を二班に分け、下記の各4名の委員によりA班及びB班を設置し、評価に要する十分な時間と委員の発言機会の確保を考慮した。

A班 三品委員長、佐藤委員、今村委員、小島委員

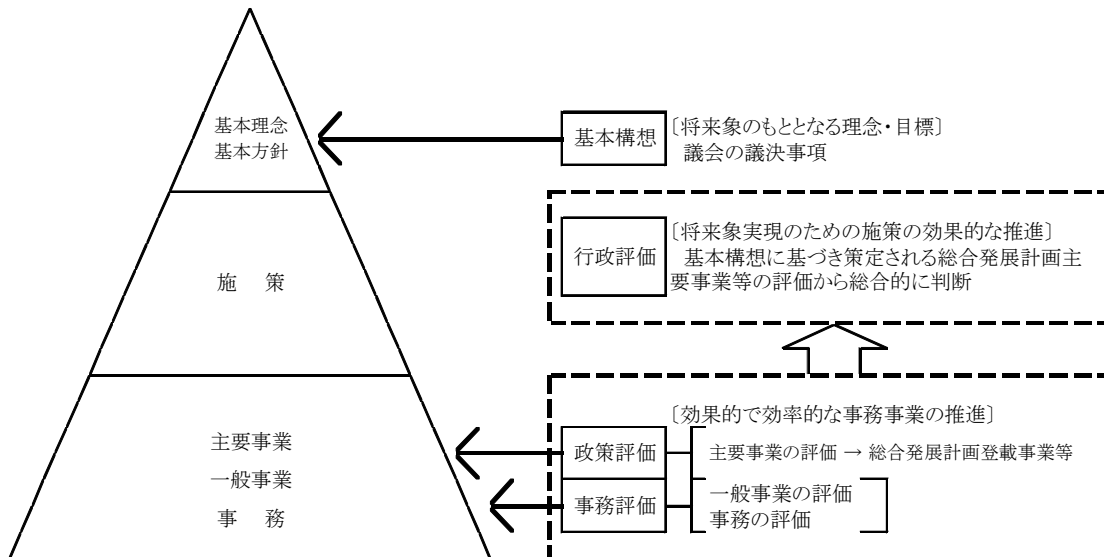
B班 山口副委員長、辻川委員、須田委員、太田委員

5. 由利本荘市の行政評価システム

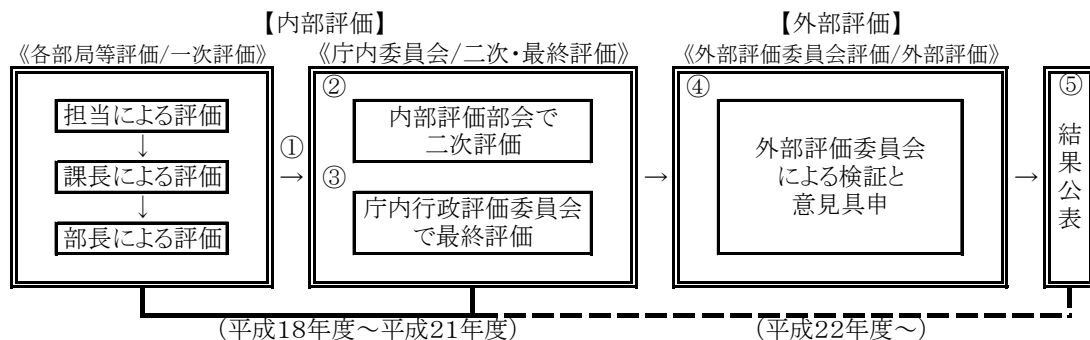
本市の行政評価システムは、図－1に示すように、市総合発展計画登載事業等の主要事業の評価である「政策評価」と、一般事業・事務の評価である「事務評価」とに分かれる。平成18年度から「政策評価」に取り組む中で、三段階での自己評価手法の構築がなされるとともに、評価の目的についての定義づけや評価基準、評価調書様式などの改善が図られた。本年度は、図－2に示すように、外部評価を組み入れた「政策評価」を主体とした行政評価システムとしている。

(図－1) 行政評価の基本的な考え方

- ・ 基本理念：将来象のもととなる基本的な理念(3つの柱)
- ・ 基本方針：基本理念をもとに、将来象を実現するためのまちづくりの目標(7つの柱)
- ・ 施策：基本方針に基づいて行う行政活動についての基本的な方針
- ・ 主要事業：施策を推進するための主要な事業の方針(総合発展計画登載事業及びソフト事業で主要事業と思われるもの)
- ・ 一般事業：主要事業以外の事業
- ・ 事務：主要事業に従って実施する個々の方策その他これに類するもの



(図－2) 行政評価システム



- ① 各部局等では主要事業について評価し、結果を提出する。
- ② 内部評価部会では、一次評価結果を受けて検討し、二次評価を行う。
- ③ 庁内行政評価委員会では、二次評価の結果を受けて検討し、最終評価を行う。
- ④ 外部評価委員会では、最終評価の結果を検証し、意見等を付して報告する。
- ⑤ 最終評価及び外部評価の結果を公表する。

外部評価は、下記の6つの項目について評価検討を実施したものである。

(1) 優先性 ～ 他の事業よりも優先すべきか？

- ・この事業は、法律の制定、社会的状況等に起因する緊急性があるか。
- ・この事業は、他の政策への波及効果が大きいのか。
- ・この事業の成果・活動は、即効性があることが明らかか。

(2) 必要性 ～ 市が関与する必要性はあるか？

- ・市がこの事業に税金を投入する必要性はあるか。
- ・この事業の目的は、市民ニーズや公益性の観点から、妥当なものと言えるか。
- ・この事業は、実施主体を民間（企業、NPO、自治会等）に移管することはできないか。

(3) 妥当性 ～ 事業等の目的は妥当か？

- ・この事業は、法令等により実施が義務づけられているか。
- ・この事業の企画又は実施・運営に関して、今後も市が関与していく必要性があるか。
- ・この事業の目的は、客観的に見て、市民が納得できるような説得力を持っているか。

(4) 有効性 ～ 成果・活動の改善余地はあるか？

- ・この事業の成果・活動は、これまでに十分な実績を上げているか（今後、実績が上がる期待はあるか）。
- ・この事業は、市が抱えている課題の改善・解決に貢献しているか。
- ・この事業は、市民の生活水準の維持・向上や安心感の醸成等に寄与しているか。

(5) 効率性 ～ 成果・活動の改善余地はあるか？

- ・この事業の投入コストは、成果や活動内容に見合ったものか（費用対効果）
- ・この事業は、受益者負担の適用を検討できる余地はないか。
- ・この事業の実施方法・体制は、より効率的・低コストなものに改善できる余地はないか。

(6) 公平性 ～ 成果・活動の改善余地はあるか？

- ・この事業は、一部の市民・団体を、極端に優遇するような性格のものでないか。
- ・この事業の意義・効果は、市民の大部分に及ぶものであるか。
- ・この事業は、いかなる市民であっても、一定の条件が満たされれば、適用・利用が可能ないように構築・運営されているか。

※総合評価について

各視点による評価の「高い」を5点、「やや高い」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「やや低い」を2点、「低い」を1点として計算し、合計が26点以上はS、25～21点はA、20～16点はB、15～11点はC、10点以下はDとする。

6. 外部評価の進め方

(1) 現地調査

外部評価委員会を二班に分け、現地調査を行った。

第2回外部評価委員会(平成22年9月15日(水))

① A班

時間	調査先等	地域
13:00~13:30	現地調査先等説明	-
13:50~14:10	海岸安全情報伝達施設(深沢)	本荘
14:45~15:05	葛岡・新田集落排水施設	大内
15:10~15:30	堀切雷田長坂線	大内
16:10~16:30	青少年旅行村	由利

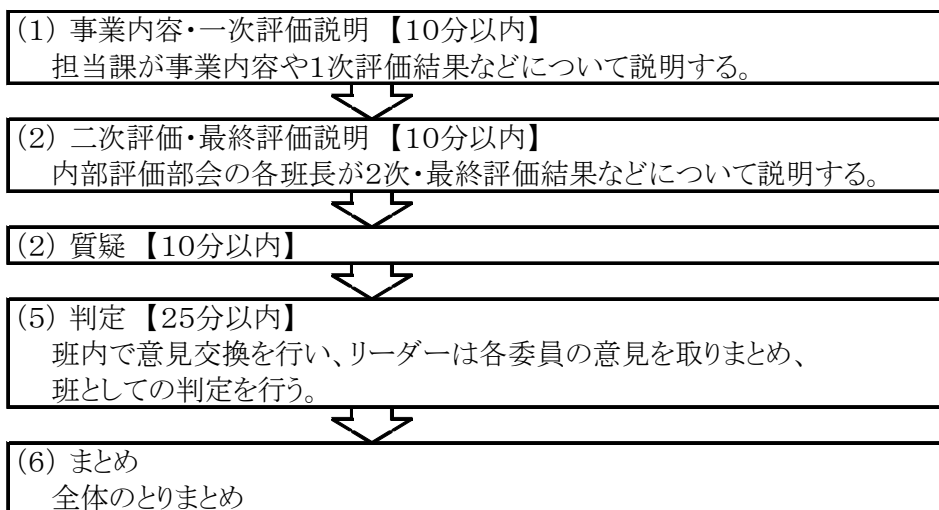
② B班

時間	調査先等	地域
13:00~13:30	現地調査先等説明	-
13:35~13:55	校舎等整備事業(鶴舞小)	本荘
14:20~14:40	西滝沢水辺プラザ	由利
15:15~15:35	笹子公民館改築	鳥海
15:40~16:00	元気な地域づくり交付金(上堰地区)	鳥海
16:20~16:40	保健センター改修	矢島

※「消防・防災設備整備事業(東由利)」は現地調査無し。

(2) ヒアリング調査

外部評価委員会を二班に分け、各班の評価対象事業を6事業ずつとして評価作業を行った。



(ヒアリング調査の様子)

Ⅱ 外部評価の結果

1. 評価のまとめ

評価対象事業12件の評価結果は、次の表のとおりである。

[主要事業]

No.	事業名	外部評価	最終評価	二次評価	一次評価
1	元気な地域づくり交付金事業(笹子上堰地区)	25点 A	23点 A	23点 A	24点 A
2	青少年旅行村整備事業	25点 A	24点 A	24点 A	27点 S
3	西滝沢水辺プラザ整備事業	25点 A	24点 A	24点 A	24点 A
4	保健センター改修事業	22点 A	21点 A	21点 A	24点 A
5	消防・防災設備整備事業	26点 S	25点 A	25点 A	27点 S
6	海岸安全情報伝達施設改修事業	28点 S	25点 A	25点 A	25点 A
7	葛岡・新田地区農業集落排水事業	26点 S	26点 S	26点 S	30点 S
8	校舎等整備事業(耐震補強)	27点 S	26点 S	26点 S	26点 S
9	笹子公民館改築事業	24点 A	22点 A	22点 A	22点 A
10	市道堀切雷田長坂線改良事業	26点 S	24点 A	24点 A	24点 A

[ソフト事業]

No.	事業名	外部評価	最終評価	二次評価	一次評価
1	外出支援サービス事業	22点 A	20点 B	20点 B	24点 A
2	農業夢プラン応援事業補助金(畜産)	23点 A	23点 A	23点 A	24点 A



(外部評価作業の様子)

2. 主要事業の評価結果

(1) 元気な地域づくり交付金事業（笹子上堰地区）

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目 標 名：農業生産基盤の整備

施 策 名：活力とにぎわいのあるまち

施策項目：農林水産業の振興

①事業概要

i) 事業の目的

笹子土地改良区（受益関係者）が管理している笹子上堰地区の水路は、山腹水路であり勾配が一定ではない。また、素掘り側溝であるため漏水等による用水不足が生じていた。さらに、勾配が一定ではないことや素掘り側溝であることから維持管理に多大な費用を要していた。

一方で、同地区では環境問題や職の安全性に対する関心が高まっており、農業に対する考え方も大きく変わりつつある。食の「安全・安心」にかかわる農産物生産地の姿勢が注目されている事実を受け止め、環境保全型農業を推進しその取り組みを市と共に広くアピールし、消費者との信頼関係を構築したいと考えている。

このような取り組みを進めていくためには、水路を整備して効率的な水管理を図っていく必要がある。本事業は、効率的な水管理により農産物の生産効率を向上させつつ、併せて地域住民の健康と環境を守りながら、「安全・安心」な農産物を生産し提供することを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、従来の水路の維持管理にかかっていた経費を節減し、併せて適正な水管理による農産物の生産効率向上を実現させるため、笹子上堰地区に 1,532m の水路を整備するものである。

なお、1m 当たりの経費は 27,480 円である。

iii) 事業対象

水路の整備により用水の安定供給が確保された農地面積は、70ha である。また、水路の水は、地区住民約 100 名の生活用水としても活用されている。

なお、受益者の費用負担について、受益者である笹子上堰地区は、本事業にかかった費用の 22%を負担している。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表1のとおりである。

(表1) 元気な地域づくり交付金事業(笹子上堰地区)にかかる事業費の内訳

財源等		年度別	事業全体	H21年度
事業費			50,203	29,628
内訳	国庫支出金		27,195	16,095
	県支出金		490	290
	その他※		10,780	6,380
	一般財源		11,738	6,863

※「その他」は、地元負担分 (単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	211585	地域名	鳥海	事業名	元気な地域づくり交付金事業(笹子上堰地区)	担当部局名	農林水産部	本庁担当課	農山漁村振興課	事業担当課	鳥海総合支所産業課	
優先性	一次評価	4点	従来の水路は、山腹水路であったため勾配が一定ではなく、また、素掘り側溝であるため漏水等による用水不足が生じており、多大な維持管理費を要していた。当地区は受益面積が70haある地区であるが、長年未整備であったことから、農家の維持管理の節約を図るため優先する必要がある。									
	二次評価	4点	水路の管理費節減のため優先する必要があることから、一次評価は妥当である。 平成16年に事業計画がなされており、早期に問題を解消するため優先して実施すべきであったと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	農業生産基盤の整備により、用水不足を解消し、また、水路の維持管理費を節減していくことで、農家の経営安定に寄与するため必要であった。									
	二次評価	4点	農業生産基盤の整備による経営安定のため必要であったことから、一次評価は妥当である。 受益者の高齢化が進んでいることから、維持管理作業を容易にするために必要であったと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	4点	当地区の土地改良区の職員体制(1名)の関係から、市が事業主体とならなければ事業を行うことができなかった。									
	二次評価	3点	従来、同種事業は町が行っており、町が主体となることで事業採択されているので、公共性から見ても市が実施するほうが妥当である。 しかし、本来土地改良区が行うべき事業であり、市が実施する必要性が高いとまで評価できない。									
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	水路の整備により、適正な水管理が可能となり、また、水路の維持管理も容易になった。									
	二次評価	4点	水路の管理が容易になり、成果が十分得られていると評価され、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	水路整備事業としては国県併せて56%の補助があり、補助率としては負担が少ないため、効率的に行える。									
	二次評価	4点	二次評価の段階で実施した単価比較によれば、同種事業(東由利館合新田)25,346円/m(BF600mm)に比べて本事業は27,480円/m(BF1000~500mm)であるが、路線が山間地であることや水路の規格が大きいことを考慮すれば、十分効率的であると評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	4点	受益面積が70haである他に、地区住民の生活用水として活用されている。受益者負担については、国55%、県1%、市22%、地元22%となっており、割合的には適正と思われる。									
	二次評価	4点	一次評価は概ね妥当であるが、花の植栽等のソフト事業も指標の一つとされており、この点も評価すべきであった。 農業用水ばかりでなく生活用水としても使用され、また、地域住民を巻き込んだ花の植栽等も計画されており、利用者限定の度合いは小さいと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	農業就労者の高齢化が進む中、農業施設の更新による維持管理費の節減は農業を継続していくためにも必要な事業である。						
		A		一次評価	担当部局意見	地域における農業水利の改善により、農業者の営農活動の大幅な改善が図られ、今後の経営安定に資する効果は大きなものがある。						
	二次評価	23点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当である。							
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	本事業は、本来土地改良区が行うべき事業であり、市が実施する必要性が高いとまで評価することはできない。ただし、同種事業については旧鳥海町が行っており、町が主体となるということで事業採択がなされていること、公共性が高いと判断されることから、本事業について市が実施するほうが妥当であったと評価される。						
総合評価	23点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。								
	A											

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	211585	事業名	元気な地域づくり交付金事業(笹子上堰地区)
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	4点		・高齢化した地域のため、素掘りの用水路では維持管理に手間がかかりこの水路がないと今後は農業が立ちゆかなくなる。 ・他の事業と緊急性を比較するには、他の事業の資料がないと判断できない。
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	5点		農業地域の基盤整備という以外に、生活用水や冬期間の流雪溝として必要性は高い。
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	4点		・本来は土地改良区で実施すべきであるが、土地改良区職員が1名しかいないため、旧鳥海町で基盤整備を行ってきた経緯から、市が事業を引き継いだ流れは理解できる。 ・経緯は分かるが、消極的な理由で説得力に欠ける。
有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点		・水路に下りる階段が設置される等、住民の利用に配慮がされている。 ・地域住民の満足度について、精緻な調査が必要でないか。	
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点		・提出された資料から判断する限り、効率性が低いとは言えない。 ・国、県から補助を得る努力がされている。	
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点		・事業対象の住民以外に下流の住民も利益を得ている。 ・他地域との比較データがないためコメントできない。	
総合評価	A	事業の目的は十分に達成されている。	
	25点		

改善点等の提案

事業名から事業の内容が見えてこない。アカウンティビリティの点から市民目線で分かりやすくする工夫が必要である。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 当事業以外に「元気な地域づくり交付金事業」の対象事業はあるか。(現地視察時に質問があり、評価時に回答することにした)
- A. 事業名について、事業採択時は「元気な地域づくり交付金事業」だったが、事業着手してからは「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金」に変わっている。基盤整備の場所は変わっていないが、事業の中身は農業・林業・漁業が対象となっている。秋田県内の実施地区は12箇所、由利本荘市の実施地区は東由利の1箇所である。(笹子上堰地区の)70町歩の住基戸数は100戸だった。補助金の交付内容は国55%、県1%、市22%で、受益者の土地改良区の負担は22%だった。(鳥海総合支所産業課)
- Q. 受益者負担の徴収方法はどうか。(辻川委員)
- A. 土地改良区を通し賦課金等の経費を徴収している。賦課金は面積割りとなっている。実際の方法としてはJAの長期借入等を利用し、農家に負担がかからないようにしている。(鳥海総合支所産業課)
- Q. 本来はJAか土地改良区で実施すべき案件らしいが、市で土地改良区との話し合いは行ったのか。(辻川委員)
- A. 旧鳥海町で進めてきた経緯があり、その流れを尊重した。(鳥海総合支所産業課)
- Q. 「元気な地域づくり交付金事業」は何年度から行われたのか。(太田委員)
- A. 平成18年度までの「元気な地域づくり交付金事業」で採択されたが、補助金申請は平成19年度の「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金」だった。(鳥海総合支所産業課)
- Q. 花の植栽等は事業とどのような関係があるのか。(辻川委員)
- A. 事業名のとおり元気な地域づくりが目的で、水路の整備を行うことによって、それを利用する方々の地域の一体感を求めたい。水路の維持管理と合わせて花の植栽等にも取り組みたいという事業の説明があった。(内部評価部会1班班長)
- Q. 二次評価で有効性が1ポイント下がっている。本来は土地改良区が行うべき事業を、土地改良区の職員が1名しかいないというマンパワーの不足から、市が行ったということのようだが、土地改良区の職員を何名かにし、本来行うべき土地改良区に事業を行ってもらおうという市からの働きかけや工夫はあったのか。(太田委員)
- A. 元々が旧鳥海町で計画された事業であり、旧鳥海町に関してはこういった事業は町が主体になって実施してきた経緯があり、笹子土地改良区にだけ事業を行うように言うことができなかったのではないかと。町が主体となって実施することで事業採択を受けている。市の他の地域では土地改良区が主体となって実施している地域もあるため、その点から1点だけ下げさせてもらった。(内部評価部会1班班長)
- Q. 二次評価をするにあたって、評価の一つの基準は市民の満足度に帰着すると思うが、地域住民にヒアリング等を行ったか。(太田委員)
- A. 鳥海総合支所から提示された資料を元に評価した。地元住民から話は聞いていない。但し、事業で水路の一部に階段が施工されていて、住民が使えるよう工夫されていたことから、地元の満足度が得られていると判断した。(内部評価担当者)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ 事業名と実際に行われた農水路の整備という内容に開きがあり違和感がある。書面では生活用水という説明もあり、分かりづらい印象を受けた。説明責任の観点から、分かりやすさに工夫が必要でないか。(太田委員)
- ・ 現地視察に行った際、水路に草木が引っかかっていた。整備された水路でも引っかかるのであれば、整備前は維持管理が大変だったと思う。(須田委員)

(2) 青少年旅行村整備事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目 標 名：活力とにぎわいのあるまちづくり

施 策 名：観光の振興

施策項目：観光レクリエーション拠点の整備

①事業概要

i) 事業の目的

南由利原青少年旅行村内にある大谷地と中の島を結ぶ林間歩道橋として、昭和63年度に木橋等が整備された。しかし、当該林間歩道橋は老朽化により平成16年度から通行禁止の措置がとられており、青少年旅行村を訪れる人々が利用できない状態が続いていた。このため、地元の観光協会や宿泊事業者をはじめ青少年旅行村への来訪者等から、安全性や景観そして自然保護の観点から修繕を望む声が多く寄せられた。

近年の環境配慮や自然保護への意識の高まりから、鳥海高原南由利原の自然保護地域内に咲く高原の草花観賞への関心が高まっている。このことから、南由利原青少年旅行村を、山・川・海の豊富な自然を活用した広域連携による滞在型観光を推進するための中核施設とするため、老朽化した施設を更新することで安全性等を確保し、魅力ある観光施設として適切に運営管理をしていく必要がある。

以上より、本事業は、鳥海山麓観光交流ゾーンに位置する南由利原青少年旅行村を整備して滞在型レジャー機能を高めていくことを目的としている。

ii) 実施内容

本事業の内容は、ケビンの改築、キャンプ場の整備、テニスコート等の整備、林間歩道橋の修繕である。評価年度は、林間歩道橋の修繕が行われた。

修繕された林間歩道橋の橋脚では、再利用可能な橋脚がそのまま活用され、また、維持管理費の軽減や強度が考慮され、橋桁には鋼材が使用されている。

林間歩道橋の修繕にかかった費用は、設計委託にかかった費用 1,229 千円と併せて 37,691 千円であった。

iii) 事業対象

本事業により修繕された林間歩道橋は、市内外を問わず青少年旅行村を訪れる全ての観光客が無料で利用することができる。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表2のとおりである。

(表2) 青少年旅行村整備事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等			
事業費		300,089	37,691
内訳	過疎債	199,900	37,600
	地方債	75,000	0
	一般財源	25,189	91

(単位: 千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

ii) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	231012	地域名	由利	事業名	青少年旅行村整備事業	担当部局名	商工観光部	本庁担当課	観光振興課	事業担当課	由利総合支所産業課	
優先性	一次評価	5点	本事業は、鳥海山麓観光交流ゾーンに位置する南由利原青少年旅行村を整備して滞在型レジャー機能を高めるための事業である。老朽化による景観の阻害の改善や安全性の確保のためにも緊急性があり、優先度が極めて高い。									
	二次評価	4点	本事業は、南由利原青少年旅行村の大谷地池に架かる老朽化した橋の整備であり、景観阻害の改善や安全性の確保のため早急に整備する必要があることから、一次評価は概ね妥当であり、優先性は高いと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	地元の観光協会や宿泊事業者をはじめ青少年旅行村に宿泊された方やサイクリングロード利用者から景観や安全性の確保のためにも早く修繕を望む声が多くあり、市民ニーズに十分対応している。									
	二次評価	4点	全体的なニーズ調査は行われていないが、5年間通行禁止の措置を取りながらも整備してこなかったことから、観光協会や観光事業者、宿泊者、サイクリングロード利用者から早急に整備するよう多くの要望があったこと、また、老朽化した橋の架け替えであることから、その必要性は高く、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	林間歩道橋は、昭和63年度に新林業構造改善事業で整備された施設であり、市が設置・管理している施設である。そのため、その改修は当然市が担うべきものであり、市が実施する必要がある。									
	二次評価	4点	林間歩道橋は市が管理している施設であることから、その改修についても市が実施する必要があり、一次評価は概ね妥当である。また、利用者が地域住民に限られた施設ではないので、地域での改修は困難であり、この点からも市で実施する必要性は高いと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	林間歩道橋の改修により、安全性と景観の改善が図られ、成果が十分得られている。利用開始後2ヶ月程度しか経過していないが、広くPRをしていき、今まで訪れたことのない方も含め誘客の起爆剤とした。									
	二次評価	4点	これまで通行止めだった橋から危険箇所が解消され、橋の利用が可能となったことで散策の範囲が広がり、景観をより楽しむことができるようになったことから、期待された成果は十分得られていると評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	改修前の林間歩道橋で利用できる橋脚はそのまま使用しており、また、今後の維持管理経費の軽減や強度を考慮して橋桁には鋼材を使用しており、本事業は十分効率的に実施された。									
	二次評価	4点	類似事業との単価比較は行われていないが、維持管理費を考慮して橋桁に鋼材が使用され、また、既存の橋脚等を再利用するなど、コスト削減に努めており、十分効率的に事業が実施されたと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	5点	林間歩道橋は、南由利原青少年旅行村を訪れるすべての方に無料で利用していただける施設であることから、利用者は限定されていない。									
	二次評価	4点	林間歩道橋は、青少年旅行村を訪れる全ての方が利用できる施設であり、通行の際の費用負担もないことから、利用者の限定の度合いは小さく、一次評価は概ね妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	27点	全体に係る意見	担当課意見	本事業により安全性、景観の改善や有効利用性が図られた。そして本事業の効果を高めるためには、事業実施の効率性は当然であるが、完成後の周知・PRが一番重要と思い、いかに多くの人に利用していただき、その施設のすばらしさを体験していただくかを念頭に継続して取り組んでいる。							
		S		担当部局意見	老朽化による安全性の問題から、平成16年から通行止めとなっていたが、修繕完了により林間歩道橋として散策や自然観察などに活用できることは誘客面からも非常に有効であり、事業効果はある。							
	二次評価	24点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当である。							
		A		本事業に係る内部評価部会意見	老朽化した橋の架け替えであり、観光協会や利用者等から改修の要望が出されていたことから、早急に取り組む必要があったが、優先性が極めて高いとまでは評価できない。							
	総合評価	24点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							
		A										

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	231012	事業名	青少年旅行村整備事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	事業着手時期(21年度事業)についての説明内容を明確化すべきである。
	4点		
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	景観、設備安全使用の観点からは必要な事業である。
	5点		
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。
	4点		
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。
4点			
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	費用対効果の面での効率性について、説明内容を明確化すべきである。	
4点			
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。	
4点			
総合 評価	A	景観、設備安全使用の観点からは必要な事業である。しかし、旅行村の利用客を伸ばす目的においては、他の要素(PR、交通の便、イベントの企画等)の整備についての説明を明確化すべきである。	
	25点		

改善点等の提案

- ・旅行村の利用客を伸ばす目的においては、他の要素(PR、交通の便、イベントの企画等)の整備についての説明を明確化すべきである。
- ・費用対効果の面での効率性、事業着手時期(21年度事業)の妥当性等を明確化すべきである。
- ・事業効果を高めるため、旅行業者との連携や施設のPRに取り組まれない。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 事業費の積算はどのようにされたのか。(佐藤委員)
- A. 設計を委託しており、その設計をもとに積算している。(由利総合支所産業課)
- Q. 本事業の落札率はどのくらいか。(佐藤委員)
- A. 2つの橋の工事請負率の落札率は96.84%であった。(事務局)
- Q. 市の事業の落札率は概ねこの程度か。(佐藤委員)
- A. 事業によって様々である。(事務局)
- Q. 本事業が平成21年度に実施された理由は。(佐藤委員)
- A. 本事業は、当初木橋と鋼橋を平成21年度と平成22年度に分けて実施する予定であったが、過疎債が平成21年度までであり(過疎債はその後延長された)、平成21年度中に実施した方が一般財源支出を軽減できると判断されたため。(由利総合支所産業課)
- Q. 青少年旅行村として、今後の事業展開をどのように考えているか。(佐藤委員)
- A. 平成24年度に、老朽化した施設の改修が予定されている。また、現在青少年旅行村は市の直営施設であるが、指定管理者制度の導入など民間活力を活用した施設に移行できないか、関係各課と検討中である。(由利総合支所産業課)
- Q. 施設の利用者をどの程度見込んでいるか。(佐藤委員)
- A. 本施設は屋外施設であることから、利用者数は天候に左右されるが、市としては施設の利用者前年度比10%増前年度比を目指すということで取り組んでいる。(由利総合支所産業課)
- Q. 平成17・18年度には利用者が増加しており、平成19年度には利用者が急に減少している。この要因としてはどういったことが考えられるか。(今村委員)
- A. 少子高齢化が急激に進行したということが要因として考えられる。子どもの利用が急激に少なくなった。子どもとその家族を対象とした施設であることから、少子高齢化は大きな要因として考えられる。また、施設の老朽化により、施設そのものの魅力が低下したということも要因として考えられる。(由利総合支所産業課)
- Q. 施設利用者の大幅増は見込めない状況であるか。(今村委員)
- A. 観光協会のホームページが設立されたことで、施設の情報を広く発信できるようになった。今後は団塊の世代をターゲットとして鳥海山や草花のアピールをしていくことで、利用者を確保することが可能であると考えている。(由利総合支所産業課)
- Q. 天文台はまだ利用可能か。(今村委員)
- A. 期間によっては予約が必要であるが、利用可能である。(由利総合支所産業課)
- Q. 利用者数について、レンタルの自転車を利用した人など確定した人数を把握できる部分から推測した人数という理解でよいか。(三品委員長)
- A. 入料を支払った方や自転車を借りた方の人数、無料利用であっても利用申請を事前に提出している方の人数を利用者数として掲載している。単に施設内を散策した方の人数は利用者数にカウントしていない。(由利総合支所産業課)
- Q. 利用者のリピート率はどの程度か。(三品委員長)
- A. リピート率はかなり高い。利用者の大半がリピーターであり、新規利用者が少ない

状況である。(由利総合支所産業課)

Q. 同じような施設は他の地域にもあると思うが、他の施設の利用状況はどうか。(三品委員長)

A. 他の施設について、温泉施設が併設されている施設については利用者が増加している施設もある。また、高速道路一部無料により利用者が増加している施設もあるが、本施設は高速道路一部無料化による影響は無い。(由利総合支所産業課)

Q. 入村料を徴収する基準は。(小島委員)

A. たとえば、バーベキューをすることができる場所を利用する場合には入村料がかかる。お弁当や遊具を持参していただいて広場で遊んで食事をするという場合には入村料はかからない。(由利総合支所産業課)

Q. 東京から観光バスで本施設を利用するツアーがあったとのことだが、今後もそのツアーは継続されるのか。(小島委員)

A. 今後どうなるかは詳しくわからないが、かなりの好感触であったことから、今後そういう利用は増えていくのではないかと思われる。(由利総合支所産業課)

Q. 事業費について、一般財源の「9.1万円」の用途は何か。(佐藤委員)

A. 起債額10万円以下については、市対応額である。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・取り組まなければならない事業が多々ある中で、何故この事業が優先されなければならなかったのか説明が弱かった。(三品委員長)
- ・平成16年度に橋が通行止めとなったことを受けて、平成17年度に橋の改修をせず、平成21年度に改修することになった経緯理由の説明が必要である。(佐藤委員)

(3) 西滝沢水辺プラザ整備事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：活力とにぎわいのあるまちづくり

施策名：観光の振興

施策項目：観光レクリエーション拠点の整備

①事業概要

i) 事業の目的

西滝沢地区の交流拠点施設であった小学校の廃校により、子ども達の声をはじめとする「にぎわい」が無くなり、地域の元気が失われてきている。

小学校の廃校が決まった時点で、地域住民で組織する小学校跡地利用計画策定委員会が設立された。廃校跡地の利活用について地域の全世帯を対象にしたアンケート調査を実施するなど、同委員会では、地域住民の意向を十分に反映させながら廃校跡地の利活用について協議を行ってきた。

その結果、利活用の方策として国道や子吉川の付近に位置する等、恵まれた立地条件を最大限に活かした「道・川の駅」として活用するという答申が同委員会より出された。

また、市は、平成15年11月に国土交通省東北地方整備局長との連名で「西滝沢地区水辺プラザ整備計画書」を策定し、国土交通省河川局長に「水辺プラザ」としての登録申請を行うなど、環境学習の拠点施設整備の面から国との一帯整備を計画してきた経緯がある。

以上から、親しみと思い入れのある地域住民の意向を尊重した廃校跡地の利活用整備事業である「西滝沢水辺プラザ整備事業」は、廃校により「にぎわい」が失われた地域の活性化を図ることが目的とされている。

ii) 実施内容

当初の計画では、「川の駅」だけでなく「道の駅」の構想もあり、350,000千円の事業費で計画されていた。

しかし、秋田県からの助成が無くなったこと、地域住民を主体にした設備整備に変更したことにより、事業費は113,156千円に縮小された。

平成15年度に西滝沢地区水辺プラザ整備計画書が策定され、平成16年度に河川敷の整備（国事業）に取りかかり平成17年度に竣工した。

さらに、平成18年度には多目的広場・水辺トイレが竣工、平成20年度には小学校の旧校舎解体と外構整備・旧図書館棟（管理事務所）が竣工、平成21年度には地域交流施設が竣工した。

iii) 事業対象

西滝沢水辺プラザは、地域住民をはじめ、県内外から多くの利用者が訪れている。特

に夏季は、市内各地域の小中学校の環境学習の場として毎週のように利用されている。

また、サクラマス、アユ釣り客、各種会議、団体の会合等による地域交流施設の利用客など、利用客数は増加している（表3）。

なお、利用者の費用負担について、利用者は、地域交流施設の各室の使用・多目的広場の占用使用の場合に条例で定められた使用料を負担している。

（表3）西滝沢水辺プラザ利用者数の見込み及び実績

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
見込数	33,000	35,000	37,000	40,000	42,000	42,000
実績数	35,057	37,152	39,459	-	-	-

（単位：人）

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表4のとおりである。

（表4）西滝沢水辺プラザ整備事業にかかる事業費の内訳

財源等		年度別	
		事業全体	H21年度
事業費		252,991	113,253
内訳	過疎債	246,100	110,100
	一般財源	6,891	3,153

（単位：千円）



（現地調査の様子）

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	231010	地域名	由利	事業名	西滝沢水辺プラザ整備事業	担当部局名	企画調整部	本庁担当課	地域振興課	事業担当課	由利総合支所振興課	
優先性	一次評価	4点	地域住民の熱意(各種ボランティア活動等)、事業に対する気運の高さ(西滝沢子ども水辺協議会による各事業の展開等)、国土交通省等との連携事業であることなどから、優先度は他事業より高い。									
	二次評価	4点	総合発展計画において主要事業として記載されており、市観光振興計画にも具体的な事業名が明記されている。また、廃校に伴う地域住民の利活用の気運が高く、国との事業連携も図られる予定であったこと等を考えると、一次評価は妥当であり優先度は高かったと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	地元住民組織(西滝沢子ども水辺協議会)の設立や全世界へのアンケートの実施など、市民の視点を捉えたものであり、国の主要プロジェクトにも対応した事業目的となっており、その必要性は高いと評価できる。									
	二次評価	4点	小学校廃校に伴う「にぎわい、活性化」の喪失を、当該施設の利活用により取り戻そうという地域住民の熱意が十分に反映された整備事業となっている。また、昨今の子ども達への自然・環境学習の必要性に鑑み拠点施設の整備は重要と考えられる。以上を踏まえ、市民ニーズや社会情勢に十分対応していると評価され、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	4点	廃校跡地について、国と市が連名で策定した計画書に基づいて、国と市の役割分担が明確化されていることから、事業の妥当性は高いと評価できる。									
	二次評価	4点	総合発展計画との整合もあり、また、文科・国交・環境の三省連携事業である「子どもの水辺再発見プロジェクト」に基づき「西滝沢地区水辺プラザ整備計画書」が策定されている。国の河川整備事業と連携して環境学習の拠点施設を整備しており、過疎債の充当、最低限の一般財源などから、市で実施する妥当性は高いと評価でき、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	県内唯一の「水辺プラザ」施設として注目され、地域住民はもとより市内外からの観光客が増えている。子古川の拠点施設としての評価も高く、「地域住民が主役の水辺拠点づくり事業」として期待どおりの効果が得られている。									
	二次評価	4点	施設を活用したイベントが通年で開催され徐々に観光客や施設利用者が増加しており、にぎわいの創出が図られている。市内全域の小中学生・高校生の環境学習等にも十分活用されており、期待された効果が十分得られていると評価できる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	近県にある同施設(花巻市水辺プラザ)の市整備部分(1,431,000千円)や、国道108号線沿いの鳥海道の駅(清水の里)の市整備部分(412,000千円)と比較して、西滝沢水辺プラザの市整備部分は252,991千円であり、他の類似事業と比較して十分効率的に実施された。									
	二次評価	4点	施設総事業費の市民一人当たりの事業費については、同種施設の一関水辺プラザ14,070円(540,117円/㎡)、類似施設の鳥海道の駅施設4,760円(479,644円/㎡)に対して、西滝沢水辺プラザは2,922円(172,533円/㎡)であった。また、今後予定の指定管理者への委託料についても根拠付けが明確であり、十分効率的であると評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	4点	施設利用者は限定されておらず(占有使用の場合は施設使用申請→許可)、テナントなどの販売施設は市広報・ホームページで市内から一般公募した。小中学生の環境学習やイベントにより占有される場合もあるが、サービスの受益者が少数に限定されていないことから、限定の度合いが小さく、受益者負担についても市内の類似施設と大きな差異は無く、適正である。									
	二次評価	4点	市内外を問わず利用者を限定しておらず、占有使用の場合は許可制としている。テナント施設は市広報・ホームページで市内から一般公募しており、公平性が担保されている。また、市全域の小中学生の環境学習やイベントにも活用されており、利用者等が限定されているとは言えない。利用料等の受益者負担についても市内の類似施設を参考としており、妥当と判断される。一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	担当課意見	住民ニーズや社会情勢を捉え、立地条件を活かした施設整備により、地域住民はもとより、県内外からの誘客効果による一層の賑わいが期待される。また、地域住民(西滝沢子ども水辺協議会)が率先して子ども達への環境学習事業をはじめ、イベントなどの地域活性化事業を展開し、国や市で整備した施設についても、住民自らが施設の草刈り作業、清掃作業など維持管理を実施しているなど「開かれた住民自治のまちづくり」に相応しい事業であると思われる。							
	A	担当部局意見		川を活用した環境学習拠点施設として、国土交通省と市が連携した整備事業であり、学校跡地に交流施設を建設し、地域住民の活動拠点とするとともに、観光客などが自然とふれ合う場を提供するものであり、事業効果が期待される。								
	二次評価	24点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当である。							
	A	本事業に係る内部評価部会意見		小学校の廃校により「にぎわい」が地域から消えたが、当該施設を活用することで「にぎわい」を取り戻そうとする地域住民の熱意が十分に反映された事業である。施設を活用したイベントには、地域住民のみならず市内外の利用者が訪れ、当該施設は地域の「にぎわい」創出に寄与している。								
総合評価	24点	A	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	231010	事業名	西滝沢水辺プラザ整備事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 ・小学校廃校後の地域の賑わいの拠点として計画的に整備が進められている。 ・地域住民が組織したNPOが事業に参画し、順調に推移している。
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点 ・地元住民の盛り上がりに応えた事業であり、必要性は高い。 ・喫緊性が高いわけではないが、地域住民の熱意に応じている。喫緊性が高い事業の必要性は分かりやすいが、そうでない事業の必要性も評価すべきである。
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 ・国土交通省の事業を利用している。 ・事業効果が高いと評価する。
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 ・全般として有効性は高い。 ・カヌーやボートのスラロームコース等の設置の余地はなかったか。 ・少年自然の家のように、小中学校の課外授業等で活用してほしい。
	効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 市の内部評価は妥当である。
	公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 市の内部評価は妥当である。
総合評価	A	民間と行政の協働のパイロット事業のようになっているので頑張してほしい。	
	25点		

改善点等の提案

<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察で初めて施設があることを知ったので、看板の設置等のPRに力を入れてほしい。 ・施設が老朽化しても活動が停滞しないよう、行政で地域への支援を行ってほしい。 ・テントを張る利用者の安全確保の対策を講じてほしい。
--

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 妥当性の部分で、一般財源は最低限のオーダーとなっているとのことだが、過疎債が1億1千万円ある。過疎債は3分の1が市の負担でなかったか。(辻川委員)
- A. 過疎債は元本の70%が地方交付税の参入となる。30%が地元負担となる。(内部評価部会2班班長)
- A. 当事業の過疎債は自治体の持ち出しが全くないものである。(地域振興課)
- Q. 将来の指定管理の年間のランニングコストはどのくらいと見ているか?(太田委員)
- A. 全体の維持管理費は750万円と見ている。(由利総合支所振興課)
- Q. 使用料は750万円の何%くらいを占める見通しか。(太田委員)
- A. 使用料収入は100万円を見込んでいるが、平成22年8月分を見ると、見込みよりやや多い使用料収入がある。(由利総合支所振興課)
- Q. 地域の協議会がNPO法人になったことは良いことだと思っている。地域住民が全体集まって200人くらいとのことだったが、NPOの加入率はどうか。(太田委員)
- A. 現時点でNPO加入者は79人となっている。(由利総合支所振興課)
- Q. NPOの事務所はどこか。(太田委員)
- A. 旧図書館にある。(由利総合支所振興課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ こういう施設は出来たては客がたくさん来るし、皆の熱意もあると思うが、時間が経ってもうまく運営ができるよう、フォローや顔出し等をしてほしい。(須田委員)
- ・ 地域のNPO法人の代表として、水辺プラザのあり方に注目している。上手に行政から地域の人たちに流れが行っている。こういったものが由利本荘市でもっともって増えてくれれば良いと思っている。上手くいくようにもっともっとバックアップしてほしい。(太田委員)
- ・ 天気に左右される行事が多い。雨が降ったとき、代わりの何かを準備しておけば、利用人数を確保できるのではないか。(須田委員)
- ・ 利用人数は確保できるかもしれないが、目的が変わってしまうため難しい面がある。(辻川委員)
 - A. 今年、由利小学校3年生の環境学習が雨で中止になった際、他のメニューも用意した。(由利総合支所振興課)
- ・ こういうものは生活に潤いが出てきて良い。社会資本として必要と思う。(辻川委員)
- ・ 由利本荘市にはNPO法人が少ない。NPO法人で市の公の施設をこれから指定管理を受けて運営していこうという例はまだなくて、そういう意味でも良いパイロット事業になる可能性が大きい。その分、NPO側もしっかり民間であるという意識を持って、これからはやっていく必要があって、今までは行政と地域の住民たちがしっかり手を携えてここまで来たのだけれども、NPOにしたということによって、NPOにはまたオープンな部分が求められる。例えば誰でもNPO法人のメンバーになれな

ければ NPO にはなれない。水辺プラザの NPO に関係ない人が入れてくださいと言ったときにうんと言えるシステムになっていないと駄目なのである。これからどれだけ行政から離れて、自立してなおかつ行政と対等にやっていけるかということが試されてくるのだらうと、そういうところが見えてきている。そういう意味でもそういうところをしっかりとクリアしてもらいたい。（太田委員）

(4) 保健センター改修事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり

施策名：健康づくりの推進と医療体制の充実

施策項目：健康づくり意識の啓発

①事業概要

i) 事業の目的

矢島保健センターは、昭和61年に完成し、以来乳幼児から高齢者までのあらゆる年代の市民が集う健康づくりの場、直接住民サービスの場として高い頻度で利用されてきた。

他方、矢島地域は積雪量が多く、木造建築物である同施設の老朽化が著しい。このため、内外壁物の落下による事故や、乳幼児が落下物を誤って口にすることが懸念されている。また、同施設はバリアフリーに対応しておらず、段差によるつまずきや転倒の危険性もある。

本事業は、保健センターを拠点に市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような事業展開を図り、年代・体力に応じて生活に密着した健康づくり実践事例集の紹介など啓発活動を推進していくため、施設の老朽化を早急に解消し、健康管理・健康増進のため利用する住民の安全を確保することを目的としている。

ii) 実施内容

本事業では、風雪により老朽化した屋根・外壁・内装の改修、玄関スロープ・手すり・洋式トイレの設置に取り組むことで、施設の安全性と利便性を確保した。

iii) 事業対象

保健センターの利用者は、1歳未満の乳児から、検診・健康相談・介護予防等で利用する高齢者までの多岐にわたっている。

検診事業等他地域で受診者数が減少する中、地域人口（対象年齢）、申込者数に比較して一定数を維持している（表5）。

(表5) 矢島保健センター利用者数

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
成人保健分	目標数	2,288	2,256	2,367	2,200	2,200	2,200
	実績数	1,586	2,045	2,216	-	-	-
母子保健分	目標数	800	700	600	500	400	400
	実績数	652	598	546	-	-	-

(単位:人)

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表6のとおりである。

(表6) 保健センター改修事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等			
事業費		12,280	12,280
内訳	国庫支出金	12,280	12,280

(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	311001	地域名	矢島	事業名	保健センター改修事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	健康管理課	事業担当課	矢島総合支所市民福祉課	
優先性	一次評価	4点	地域住民の健康づくりの場、サービスの場としての拠点施設であるが、老朽化等による危険性と不便性が生じている。施設内の内外壁の落下物を乳幼児が口にするなどの危険性や段差の解消（バリアフリー化）等、優先性は高い。									
	二次評価	4点	昭和61年度に建設以来、木造建築にもかかわらず大規模な改修工事を行うことがなかったため、建物内外の老朽化や破損が激しく、また、バリアフリーの概念が浸透していない時期の建築だったため、利用者の身体状況に合わせた全面的な改修工事が必要とされていた。保健センターであり、来館者が安全に過ごせる空間でなければならず、全面的な改修工事の必要性が高く、一次評価は妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	各種検診や事業等での安全性と快適性確保の要望があり、内外壁の改修、段差の解消、洋式トイレの設置については利用者からの要望が高く、利便性の向上につながると思われる。高齢の利用者からは手すり設置の要望も多く、事業の必要性は高かったと評価される。									
	二次評価	4点	矢島・鳥海両地域の乳幼児健診をはじめとする各種検（健）診の実施会場としてりようされており、構造物の落下や剥離を防止するための修繕をしなければならない状態であり、また、従来の状態においては玄関部分等の段差が大きく、さらに、高齢な方の中には和式トイレの利用が困難な方も多かったことから、安全確保のための修繕・バリアフリー化の必要性が高かったと評価され、一次評価は妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	4点	地域保健法第18条では、直接的な住民サービスを市町村保健センターで担うよう位置づけている。保健センターは、乳幼児から高齢者までの健康づくり・増進事業を行える施設として重要であることから、公平性を保ちながら、住民に対して直接的な市民サービスを行う場として市が設置するのが妥当であると評価できる。									
	二次評価	4点	地域保健法第18条で「市町村は市町村保健センターを設置することができる」としている。国では、広域的・専門的な対応を県の保健所で、直接的な住民サービスを市町村保健センターで担うよう位置づけており、保健センターの設置者である市が改修事業を実施する必要があり、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	内外壁及び間仕切りの改修、スロープ・手すりの新設、様式便器設置等利用者に配慮された改修になったことで、利用者からの評価も高まり、施設利用者の増加につながった。また、鳥海・矢島地域の健康づくりの拠点施設としても環境整備を図ることができた。									
	二次評価	2点	内外壁及び間仕切りの改修により安全で様々な利用形態に対応可能となり、施設の構造的な安全性は事業により確保されたと評価される。しかし、バリアフリー化については、段差解消やスロープの勾配に関して目標を達成していないと思われる点があり、課題が残っていると思われる。									
	総合評価	2点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	国庫補助金で改修事業を行った点について、非常に効率的であると評価できる。									
	二次評価	3点	国庫補助による改修事業であり効率的と思われるが、「十分効率的」とまでは判断できない。									
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	4点	施設は、矢島・鳥海地域の乳幼児健診や成人の検（健）診、各教室等幅広い年齢層を対象に利用されている。事業自体が対象を限定するよう定められているものについては、効果的に事業実施するため、あらかじめ対象者が特定・限定される場合もあるが、そのような事業以外は、利用者を限定することなく幅広く利用しており、公平性は高いと評価される。									
	二次評価	4点	事業によっては対象者が限定されることが多いが、多数の住民が来館することが想定されており、幅広い年齢層を対象として利用されていることから、一次評価は妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	担当課意見	保健センターを大規模に改修したことにより、利用する市民からは概ね好評を得ている。特に乳幼児健診については鳥海・矢島ブロックとして実施しているが、現在まで内装の破損や内壁の落下物を乳幼児が誤飲する事故の危険性が高く、利用者・担当課とも安全面に苦慮していたが、それが解消されたことに感謝している。また、様式トイレの設置では高齢者から足腰の痛みの軽減になるとの声も聞かれている。段差の解消とスロープの設置についても、施設を利用しやすくなったと好評である。外壁の修繕では、町並み景観と融合した風情のある建物となり、周辺施設を利用している市民からも安らぎを感じると好評である。							
	A	一次評価		担当部局意見	昭和61年度に建築された矢島保健センター（木造平屋）は、数年毎に小規模ながら修繕や改修を行い使用してきたが、経年劣化が進んだことと公共施設のバリアフリー化で今回の大規模改修に至った。合併後は、乳幼児健診が統合したこともあり特に安全性に苦慮していたがそれも解消され、高齢者などの利用にも配慮された改修になっている。必要性の高い事業で優先的に実施すべき事業であり妥当である。また、今回の改修事業で同センターの環境が整備されたことにより、他地域の保健センター利用者との公平性が保たれたと思われる。							
	二次評価	21点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当である。							
	A	二次評価		本事業に係る内部評価部会意見	改修事業としては、国庫補助を活用し効率的に行われている。建物自体の構造的な安全性の確保については達成できているが、バリアフリーに関して課題が残るとされる。今後も、周辺の福祉施設との連携を深め、更に多くの住民が利用する保健活動拠点として施設運営をしていただきたい。							
総合評価	21点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。バリアフリーの件については、後日現場を確認したいと思う。								
A												

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.		311001	事業名		保健センター改修事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い	<input checked="" type="checkbox"/> やや高い	<input type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い
	4点	・施設の状態から早く改修する必要があった。 ・地域保健活動自体が拠点タイプから外に出て行くサービスに変化している。利用状況だけからの判断は難しくなっている。 ・常駐職員がいないことについて、人的コストの面からの評価も必要。			
	必要性	<input type="checkbox"/> 高い	<input checked="" type="checkbox"/> やや高い	<input type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い
	4点	乳児の誤飲対策として、壁材が落ちないための改修は必要性が高い。			
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い	<input checked="" type="checkbox"/> やや高い	<input type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い
	4点	保健センターの改修は、市が実施すべき事業である。			
有効性	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> やや高い	<input checked="" type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
3点	・建物をいかに利用するかということで、普段閉まっているのであれば改修しても無駄というのが市民感覚ではないか。 ・改修によって利用者は増えている。利用者にはメリットがあった。				
効率性	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> やや高い	<input checked="" type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
3点	コスト比較のデータがないと、外部評価ができない。				
公平性	<input type="checkbox"/> 高い	<input checked="" type="checkbox"/> やや高い	<input type="checkbox"/> どちらとも言えない	<input checked="" type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
4点	市の内部評価は妥当である。				
総合評価	A	施設の改修の必要性はあったが、十分に利用されているとは言えず、評価を下げた。			
22点					

改善点等の提案

- ・住民のアイデアも入れながら、保健センターを有効に利活用してもらいたい。
- ・近年の地域保健活動の変化に対応した、施設の運営・改修の基本的方針が必要ではないか。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 屋根の修理・剥げてきた壁の修理・トイレを洋式へ変える・スロープをつける等々、個々の修理が必要だったことは納得した。現地調査でドアのレールが浮いている等の点を確認し、二次評価で不十分な点を指摘されていたことも仕方がないと思ったが、予算に制約があったためか。(太田委員)
- A. 予算に制約があり、優先順位をつけて緊急度が高いところを優先した。今後、必要な予算を要求していきたい。
- A. 設計の段階で組み入れるべきものを見落とししたところもあった。(矢島総合支所市民福祉課)
- Q. 保健センターをどのように利用しているのかについて、現地調査で年間70日稼働という説明だったが、必ずしも地域住民から十分な利用はされていないように見える。住民に保健センターを利用したいという意見があると聞いている。市民のアイデアも入れながら、有効に活用していこうという考えを持ってはどうか。(太田委員)
- A. 確かに色々なところで使わせていただけないかという市民の声は聞いている。今夏、自転車のロードレース大会と夏祭りの市民参加型の事業で、保健センターを開放して活用していただいた。今後、動向を見ながら活用方法を検討していきたい。保健センターの指定管理は認められていないため、当面は市で管理していかないとはいけない。どのような形で運営していくか検討していきたい。(矢島総合支所市民福祉課)
- A. 太田委員の発言は、単発的なイベントではなく、年間を通じてどのように利活用していくかという指摘と思うが、施設の性格から一般開放は難しい。今後、住民の要望を精査し、開放について検討していきたい。(矢島総合支所市民福祉課)
- Q. 補助金の目的外使用とならないか。(山口委員)
- A. 今回の補助金の制限は22年間だったので、補助金の縛りはなくなっている。(矢島総合支所市民福祉課)
- Q. 国庫支出金100%の事業を外部評価に出す意味はあったのか。(太田委員)
- A. 今年度が初めての外部評価で、評価対象事業を選択する際、補助金の有無等を判断の材料にしなかった。所管部局や地域が偏らないよう注意した。今回の意見を参考に、来年度以降の事業選択にあたっていきたい。(企画調整課)
- Q. 市の持っている保健センターの中で、矢島保健センターの改修の相対的優先度はどうだったのか。現場ではなく事務局への質問となるが、そのあたりはどうだったのか。それは精査して行ったのか。(山口委員)
- A. 保健センターも構造等が様々であり、耐用年数等から判断がされているはずである。(行政改革推進課)
- Q. 優先度は相対的な議論のため、一番やりやすい方法は他の保健センターと比較して、やはり矢島が一番改修すべきだったということが示されていれば、優先度については良い評価になると思うが、それが分からない。(山口委員)
- A. 合併して6年目を迎えているが、合併前の旧町ごとに保健センターが整備されていた。建設年度が違う。矢島の保健センターは古い施設であり、住民にとっても必要

であることから、矢島の保健センターの整備を行ったということである。（企画調整課）

（ウ）本事業に係る意見

- ・ 国庫支出金に合わせて出来ることを選んで、緊急度が高いところから優先実施したため、バリアフリー化が不完全だったとの評価だった。不足分を市の予算から出してバリアフリー化を進める考えはなかったのか。評価だけを下げるといえるのか。（須田委員）
- ・ 効率性の二次評価について、コストが高いか低いか判断が出来ないから評価を下げたところがあるが、おかしいのではないかと。単面的な話は調べればすぐ分かるはずで、ストックの維持・管理はどの部署でもしているはずで、それが出来ないということ自体、行政として未熟でないか。技術的な話は市役所内でどうにでもなるはずで、分からないから3点というのは納得できない。そこは点数を評価しないという判断の方が正しいのではないかと。（山口委員）
- ・ 行政の手法に PDCA（Plan → Do → Check → Action）という考え方があるが、Plan が Money になっているくらいが多分にある。計画ありきではなく予算ありきで動いていないか。そういったところを外部評価しろといわれても、評価の対象が事業だけで済まなくなってくるところがあると思う。今後、評価対象事業を選ぶとき、こういったものをどうするか一回考えてみるべき課題だと思う。（太田委員）
 - A. 国庫支出金をもらえるので、何でもかんでもやろうということでは決まらなかった。本事業も前々から予算要求があったが、財源の問題から先送りになっていた事業のうちの一つで、たまたま昨年度の追加経済措置により、国から交付金等がいただけるということで、各所管から財政課に実施したい事業をあげ、財政課で査定して、国からの臨時交付金の枠内でやれることは、ということで事業を実施した。全体的な視点として、保健センターが矢島にいるのかいないのかという辺りまで関連してくる部分だと思うが、補助金ありきで何でもかんでもやろうといったことではない。（企画調整課）
- ・ 国庫支出金で足りない部分は、どうして市で予算をつけなかったのか。金が足りなくてできないところは市で出せば良いというのが市民感覚である。そういうところに歪みが出てくる。（太田委員）
 - A. 言い訳になるが、国から短期間で交付金の使途について問い合わせが来たため、担当レベルで事業の準備期間が限られていた。もう少し精査して財政課にあげるべきだった。（企画調整課）

(5) 消防・防災設備整備事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目 標 名：恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり

施 策 名：消防・防災・防犯・交通安全施策の推進

施策項目：消防・防災設備の整備

①事業概要

i) 事業の目的

近年、地震等の災害に対する備えの必要性が叫ばれており、消防・防災設備の整備の必要性が高まっている。その一方で、由利本荘市内には水利の適正な充足率に達していない地区があることから、そうした地区へ防火水槽を設置していくことにより災害対策を強化していくことが求められる。

また、導入から20年が経過し経年劣化している消防ポンプ車・積載車については、不測のトラブルを回避するためにもその更新が必要不可欠である。

本事業は、防災活動の拠点となる防災センター（消防庁舎）の建設を推進するとともに、消防無線、防火水槽、消防ポンプ等の消防・防災設備の整備を目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、耐震性貯水槽を10年間に12基設置し、消防ポンプ付積載車（平成元年車1台、平成2年車1台、平成7年車1台）を更新しようとする事業である。

評価の対象となった平成21年度については、消防ポンプ・積載車1台が更新され（以下写真左）、東由利老方地域に耐震性貯水槽1基が設置された（以下写真右）。



iii) 事業対象

防火水槽は、その設置されている箇所から半径約 140m 以内で発生する火災に対応することができ、防災上の見地から必要と判断される設備である。

また、消防ポンプ・積載車については、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためにも、車両へのトラブル発生の危険性を最小限にするための取り組みである。これらについては、その利用にあたって市民や受益者の費用負担は無い。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表 7 のとおりである。

(表 7) 消防・防災設備整備事業にかかる事業費の内訳

財源等		年度別	
		事業全体	H21年度
事業費		87,488	12,679
内訳	国庫支出金	28,853	2,611
	過疎債	47,000	10,000
	地方債	7,000	0
	一般財源	4,635	68

(単位: 千円)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	441041	地域名	東由利	事業名	消防・防災設備整備事業	担当部局名	消防本部	本庁担当課	消防総務課	事業担当課	東由利総合支所振興課	
優先性	一次評価	4点	自然利水に乏しく、又は水利が非常に遠い場所になると初期消火が困難となるため、被害の拡大を防ぐためには必要不可欠であり、自動車については、導入より20年が経過し、不測のトラブルを回避するためにも必要である。本事業により、耐震性貯水槽については、水利の充実を果たすことができた。自動車については、経年劣化等による対応の遅れ等を回避できたので、評価できる。									
	二次評価	4点	本事業は、災害時に市民の生命及び財産を守る事業として総合発展計画に登載されている。災害時の利水確保や20年が経過した消防ポンプ積載車の更新は、地域の安全安心確保のため優先度が高く、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	市内には消防水利の適正な充足率に達していない地区があり、災害に対する備えの必要性が叫ばれている。自動車については、機能の向上が図られ迅速な対応等が可能になることから、消防団員にとっても必要であり、市民ニーズに対応している。									
	二次評価	4点	東由利地域の一部地区について、災害時の利水が確保されていない。また、初期消火に最も有効な消防ポンプ積載車が老朽化しており、緊急時に不測のトラブルを回避するために更新は必要である。本事業により、災害時に迅速な対応が可能となり、地区住民の不安解消に十分対応していると判断され、一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	災害対策基本法により、市は住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、地域防災計画を作成し、実施する責務を有する。市民の安心安全確保のため、市が行うべきものであると評価される。									
	二次評価	5点	消防法第20条第2項で、「消防に必要な水利は、当該市町村が設置する」と規定されており、市が設置することは妥当であり、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	5点	防災施設・整備の充実強化により、市民の消防・防災に対する安心感が高まったと評価される。									
	二次評価	4点	事業により、利水が確保されていない地域の解消と、消防ポンプ積載車の更新による不測のトラブルの回避が達成された。火災時に、迅速な初期消火が可能となり、被害の拡大防止の効果も得られた。災害時には、期待された成果が十分得られる可能性が高いと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	平成21年度に建設した8基のうち、東由利の耐震性貯水槽は2番目に低価格である。設置場所・土質等などにより単純に比較することは難しいが、工事費だけを比較すると評価できる。									
	二次評価	4点	他の地域で実施した同事業実績と比較しても、妥当なコストである。また、貯水槽設置工事は18社、消防ポンプ積載車は5社の指名競争入札で競争性が確保されていることから、十分効率的と言える。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	5点	耐震性貯水槽・自動車は、利用者の多い少ない、また利用頻度の多い少ないに関わらず、地域防災の要として整備しなければならないものであり、自動車については、年次計画で適切に更新するものであり、不公平感はない。また、利用者が少数または限定されるような事業ではない。									
	二次評価	4点	事業特性として、東由利地域の利水が確保されていない一部地域を対象(対象世帯数:5世帯)とした事業であるため、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	27点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	本事業は、地域消防・防災において必要不可欠であり市民の安全・安心を守るため、これからも整備・強化を図ってきたい。						
		S		一次評価	担当部局意見	耐震性貯水槽、ならびに消防団の積載車は、総合発展計画に基づき事業を履行するものであり、地域の安心安全、市民の生命や身体、貴重な財産を守るという観点から、今後も年次計画で整備するものであり、消防力・防災力を向上させ、多種多様な災害に対応できるようになることから、必要不可欠であると考え。						
	二次評価	25点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当であるが、稼働実績がないため一部について評価基準に照らして評価したことから、A評価とした。							
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	利水が充足されていない地区住民の不安の解消、消防ポンプ積載車の老朽化の解消が、コストを考慮した上でなされており、いずれも災害時の迅速な対応に必要な事業であり、効率的に実施され、事業の成果が得られている。						
	総合評価	25点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							
		A										

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	441041	事業名	消防・防災設備整備事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点
	必要性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点
	妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点
	効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点
	公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点
総合評価	S		26点

改善点等の提案

- ・市民の生命・財産を守るという観点からは、優先性の高さは理解できるが、消防車の更新や耐震性貯水槽の設置にあたり、更新基準や設置箇所選定の優先性・必要性については説明を明確化されたい。
- ・火災予防や初期消火活動における住民からの協力について、消火器や火災警報機設置等の啓発も併せて求められる。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 消防車の更新基準があると思われるが、それに照らして更新状況はどうなっているか。(佐藤委員)
- A. 消防車の更新は、導入後17～20年を目途に実施している。市における更新基準については、確認して後日提示させていただきたい。更新は計画にしたがって地域ごとに1台ずつ年式が古い順番に更新している。(消防本部消防総務課)
- Q. 耐震性貯水槽の受益範囲はどの程度か。(佐藤委員)
- A. 消防法第20条第1項の規定に基づいて定められた「消防水利の基準」では、半径140mである。(東由利総合支所振興課)
- Q. 貯水槽設置について地域の要望把握はどのように行っているか。(佐藤委員)
- A. 消防職員が外向いて現場を確認し、地域住民の要望を把握している。(東由利総合支所振興課)
- Q. 耐震性貯水槽には水以外の物資等は備えられているのか。(三品委員長)
- A. 耐震性貯水槽には水のみが備えられており、災害等の非常時に必要な毛布等は別に備えられている。
- Q. 耐震性貯水槽が設置された祝沢地区の世帯数は。(今村委員)
- A. 地区全体では10世帯程度で、散在している。今回貯水槽が設置された周辺には4世帯ある。残りの6世帯については、既に貯水槽が設置されている。
- Q. 高齢化等により市内の世帯数が減少傾向にある中で、耐震性貯水槽を設置する必要性は。(今村委員)
- A. 今回貯水槽を設置した祝沢地区は、消防署からの距離も離れており、地区までの道幅も狭いことから、消防車の到着まで時間がかかる。住宅火災や森林火災が発生した際に、消防車が到着するまでに初期消火をする必要があるが、それに必要な水量を確保することが難しい地区であることから耐震性貯水槽を設置した。(東由利総合支所振興課)
- Q. 既設の貯水槽で初期消火に対応することは難しいか。(三品委員長)
- A. 世帯が散在しており、既設の貯水槽を活用することになれば初期消火に時間がかかってしまうため、既設の貯水槽による初期消火は難しい。(東由利総合支所振興課)
- Q. 一次評価と二次評価について、二次評価で「有効性」と「公平性」が1点ずつ下がっているが、その理由は。(三品委員長)
- A. 「由利本荘市の評価基準表」があり、そこに示された基準や考え方にしたがって議論した結果、有効性と公平性についてはそれぞれ1点ずつ下がる結果となった。(内部評価部会5班班長代理)
- A. 二次評価では、「由利本荘市の評価基準表」をもとに評価している。この基準表内の「評価の視点」について、有効性の評価の視点として、「事業目的を達成するために当初予定していた有効性に対して期待通りの成果が認められるか」という視点でこの事業を見たとき、予定通り100%成果が認められれば4点、予想以上の効果が得られれば5点をつけることとしている。先ほどの回答に補足すると、予想以上の成果が得られたとは評価できないということで4点をつけたということである。

(事務局)

Q. 今回の事業とは関連性は低いですが、消防団員は十分に確保されているか。(今村委員)

A. 現在定員131名のうち127名おり、4名欠員という状況である。しかし、消防車の運転などで人員が不足するという状況ではない。(東由利総合支所振興課)

Q. 耐震性貯水槽の規格内容は、どのようなものなのか。(三品委員長)

A. 耐震性貯水槽の大きさは、縦2,400mm、横7,200mm、奥行3,400mmで、詳細については事前に配布した資料の4頁に記載してある。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・消防車の更新にあたり、その優先性等を明確化されたい。(佐藤委員)
- ・耐震性貯水槽の設置にあたり、設置箇所選定の優先性・必要性を十分に検証されたい。(佐藤委員)
- ・火災予防や初期消火活動における住民からの協力について、消火器や火災報知器設置等の啓発も併せて求められる。(今村委員)

(6) 海岸安全情報伝達施設改修事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり

施策名：消防・防災・防犯・交通安全施策の推進

施策項目：防災行政無線の整備

①事業概要

i) 事業の目的

旧本荘市、旧岩城町、旧西目町の同報系防災行政無線（海岸安全情報伝達施設システム）は、合併後もそれぞれ単独で運用してきた。

また、本荘地域、岩城地域の無線設備は設置から16～24年経過しており、老朽化から頻繁に修繕が行われている状況であり、さらに、一部機器の部品が製造終了となり保守サービスが打ち切られている箇所がある。

他方、防災に対する市民の意識は向上しており、災害発生時の迅速・的確な情報収集・情報伝達が望まれている。市内沿岸地域で使用されてきた同報系防災行政無線は、アナログ回線であるため、希に他の地域や外国船の無線電波を傍受してしまい、それが放送されてしまうことがある。

本事業の目的は、老朽化している同報系防災行政無線をデジタル化整備することにより、3地域で別々に行ってきた無線業務を統合し、津波等の災害情報の共有化を推進することで、災害時の緊急連絡施設として設備の整備充実や管理・運用体制の改善を図ることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業では、基地局・副操作卓・遠隔制御装置の改修、中継局（三望苑、大長根）設備の改修、屋外拡声子局（本荘地域8局、岩城地域13局）の改修が行われた。

これら改修の結果、本荘・岩城・西目の3地域で別々に行われてきた無線業務の一括運用が可能となるとともに、デジタル化整備により雑音が解消された。また、屋外拡声



子局での操作が可能となり、自治会・町内会単位での防災訓練等に活用できるようになるなど、同報系防災行政無線の活用の幅が今まで以上に広がった。さらに、昨今の国際情勢より、飛翔体問題など有事等での活用も期待される（左の写真は屋外拡声子局（深沢地区））。

iii) 事業対象

本事業により、沿岸部の住民及び災害発生時沿岸部にいる観光客や通行人等に対して、災害発生時に迅速な情報伝達が可能となった。

市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有することから、沿岸部等の災害発生時にその情報を知ることができる沿岸部住民や観光客、通行人等の費用負担は無い。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表8のとおりである。

(表8) 海岸安全情報伝達施設改修事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等			
事業費		201,600	201,600
内訳	国庫支出金	201,600	201,600

(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	442002	地域名	一体	事業名	海岸安全情報伝達施設改修事業	担当部局名	総務部	本庁担当課	危機管理課	事業担当課	危機管理課	
優先性	一次評価	4点	施設設備が設置されてから16～24年経過し老朽化していることから、災害発生時に設備を活用できないおそれがあった。また、災害発生時の一斉通報手段として海岸安全情報伝達施設は必要であり、その改修についての優先性は高いと評価される。									
	二次評価	4点	老朽化対策と併せたデジタル化整備により一括運用を図ることは、有事の際に整備地域に同一情報を迅速・的確に伝達することが可能となる。無線設備の老朽化対策及び災害発生時の一斉通報手段が確立することから優先性は高いと評価され、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	住民の防災意識は向上しており、迅速な情報伝達、情報収集が求められている。また、自然災害だけではなく、有事の際の活用もとめられていることから、市民ニーズや社会情勢に十分対応していると評価される。									
	二次評価	4点	災害発生時は、住民へ迅速な情報伝達が求められている。その際に用いられる情報伝達機器が老朽化により修繕が頻繁になっている状況であることから、改修整備の必要性は高いと評価され、一次評価は妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	災害対策基本法により、市は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域防災計画を作成し、実施する責務を有する。各自治体においては、それぞれで同報系・移動系の防災行政無線を整備していることから、本事業は、基礎的な地方公共団体の役割として妥当であると評価される。									
	二次評価	5点	災害から住民の身体、生命、財産を守るのは自治体の責務であり、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	本事業により、情報伝達設備の高度化、操作制御の一元化が図られ有効であったと評価される。									
	二次評価	4点	一括運用の整備により、同一情報を迅速・的確に伝達可能となった。そのため、沿岸住民への情報伝達はもとより、夏場の海水浴場利用者等の観光客への情報伝達にも効果が期待される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	無線設備による情報伝達は唯一の方法であり、類似事業は見当たらない。									
	二次評価	4点	類似事業が無く単価比較等がなされていないが、全額国庫支出金が充当されており、効率性は十分確保されていると思われる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	4点	受益者は、岩城・西目・本荘地域沿岸部の住民、及び災害発生時、沿岸部にいる観光客や通行人等である。緊急度の高い海岸部を優先的に実施したが、本局制御システムの整備により、今後拡張性が容易であることから、受益者の限定の度合いは低いと評価される。									
	二次評価	4点	本事業の効果を得られる地域は岩城、西目、本荘地域の沿岸部に限定されているが、これらの地域の住民を対象者と捉えた場合、対象者全員が享受できる設備であり、公平性は確保されていると思われる。また、国道通行者及び海水浴場利用者など不特定多数の人々への災害情報伝達も可能であり、「受益者負担なし」についても一次評価は妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	25点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	住民の防災意識は向上しており、災害発生時の迅速な情報伝達が求められている。今回、老朽化した施設整備の改修工事を実施したことにより、安心安全なまちづくりのための一事業が実施できた。						
	A	一次評価		担当部局意見	市民の生命、財産を守るため、災害発生時に的確かつ迅速な情報伝達を行う必要がある。このことから今回の無線設備の配備により災害時の情報伝達手段として安心して暮らせるまちづくり事業ができた。							
	二次評価	25点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当である。							
	A	二次評価		本事業に係る内部評価部会意見	災害から住民の身体、生命、財産を守るのは自治体の責務であること、設備老朽化のため改修整備の必要性が高いこと、沿岸地域にとって必要不可欠な設備であることなどから、本事業は恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくりに資する事業である。							
総合評価	25点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。								
A												

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	442002	事業名	海岸安全情報伝達施設改修事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	地域住民が安心・安全な生活を確保するために優先性が高い事業である。
	5点		
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	地域住民が安心・安全な生活を確保するために必要性が高い事業である。
	5点		
	妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価は妥当である。
	5点		
有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	デジタル化による機能性の大幅向上により、有効性は高い。	
5点			
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価は妥当である。	
4点			
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	今後は同様の事業を内陸部にも拡張して頂きたい。	
4点			
総合評価	S	地域住民が安心・安全な生活を確保するために必要な事業である。しかし今後は、対象を沿岸3地区に限定せず、同様の事業を内陸部にも拡張して頂きたい。また設備の使用訓練、緊急連絡(広報)と住民(避難)行動とのギャップが生じないように訓練等が望まれる。	
28点			

改善点等の提案

- ・今後は沿岸3地区に限定せず、同様の事業を内陸部にも拡張して頂きたい。
- ・設備の充実と併せて、設備の使用訓練、緊急連絡(広報)と住民(避難)行動とのギャップが生じないように訓練等が望まれる。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q. こういった設備を施工する業者はどの程度いるのか。(佐藤委員)

A. 何社くらいあるかは把握していないが、県内の業者を対象として入札を実施した。

Q. 西目地域の施設は改修の必要が無いのか。(今村委員)

A. 西目地域の施設は平成13年に設置され、本荘地域や岩城地域に比べると新しいことから、改修されていない。ただし、デジタルではないので、いずれは改修対象となる。

Q. 「J-ALERT」は設備がデジタル化されていなければ受信できないのか。(三品委員長)

A. 「J-ALERT」はアナログでも受信できる。ちなみに、県内市町村で完全デジタル化されている市町村は、男鹿市、八郎潟町、美郷町、羽後町である。

Q. 資料を見ると大内地域に設備が無いが、その理由は。(小島委員)

A. 設備は、もともと昭和58年に発生した日本海中部地震を受けて整備されたもので、県が整備した設備を市が譲り受けた。本事業は、過去に県から譲り受け市のものでなくなった設備について、老朽化が進んだ設備を改修するという事業で、国の経済対策による事業である。設備そのものは、もともと津波対策として整備されたもので、資料に掲載しているものは、同報系の防災行政無線である。伝達施設の形態は様々で、各地域で様々な伝達施設を持っている。

Q. 二次評価では、類似事業がないことから事業の単価比較がされていないが、県内の他市町村の状況から、類似事業はあると思われるが。(佐藤委員)

A. 二次評価の際に危機管理課にヒアリングしたが、その時点で海岸部の施設改修を行った例は無いと聞いたことから、類似事業無しとした。(内部評価部会1班班長)

A. 県内の他市町村において平成22年度に海岸部の設備を改修したという例が無かったことから、類似事業無しとした。(総務部危機管理課)

Q. 男鹿市の設備はかなり前から設置されていたのか。(今村委員)

A. 詳細は把握していないが、デジタル化したのはここ2・3年と聞いている。

Q. 一次評価の「公平性」の部分で、「拡張性」とあるが、デジタルだから拡張性があるのか、アナログだと拡張性はないのか。(三品委員長)

A. デジタルとアナログとの具体的な相違やそれぞれの性質について、後日説明資料を用意させていただきたい。(総務部危機管理課)

Q. 設備が整備されたが、災害時に活用された場合に住民が指示に従って行動するような訓練等は実施されているか。設備と併せて、いざというときの行動力が備わっていないければ事業効果が薄れてしまうのではないか。(三品委員長)

A. 町内会や地域単位でいざというときに行動できるよう訓練をしておく必要があると感じているが、実際にはその段階まで至っていない。(総務部危機管理課)

Q. 設備の設置単位は。(三品委員長)

A. 地域により、旧村単位であったり町内会単位であったり様々な単位で設置されている。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ 今後は、沿岸3地区に限定せず、同様の事業を内陸部にも拡張して頂きたい。(今村委員・小島委員)
- ・ 設備の充実と併せて、設備の使用訓練、緊急連絡(広報)と住民(避難)行動とのギャップが生じないように訓練等が望まれる。(三品委員長)

(7) 葛岡・新田地区農業集落排水事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり

施策名：上・下水道の整備

施策項目：下水道の整備

①事業概要

i) 事業の目的

農業集落排水設備は、農業用水路の水質保全による農業生産と生活環境の向上を目的とした社会基盤である。

事業対象地区である葛岡・新田地区は、主な産業が農業であり、平成16年度の事業採択時に実施された住民アンケートでは、事業を早期に実施してほしいとの強い要望があった。地区住民が望む農業用水の水質保全による農業生産と生活環境の向上を目的として、農業集落排水事業による社会基盤整備が実施された。

ii) 実施内容

本事業は、農業集落排水の管路（総延長 22,953m）、処理場、中継ポンプ（20基）、雨水排水（総延長 2,158m）を整備するものである。これらのうち、評価年度は管路 2,538m、処理場、中継ポンプ 20基の整備が行われた。

なお、処理場には汚泥乾燥設備が設置された。当該設備は事業の当初計画には無かったが、循環型社会への対応を併せて推進するために、追加で設置することが決まった。

iii) 事業対象

本事業により整備された農業集落排水設備の利用者は、葛岡・新田地区 514世帯（2,200人）の住民である。農業集落排水事業の実施にあたり、受益者（1世帯）は20万円の分担金を支払っている。



(設置された処理場)

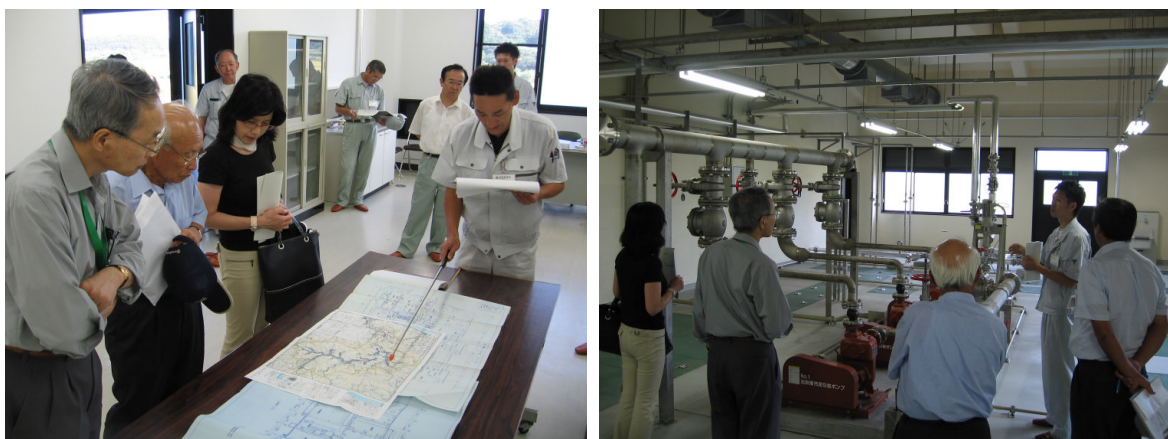
iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表9のとおりである。

(表9) 葛岡・新田地区農業集落排水事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等	事業費		
内訳	国庫支出金	1,100,395	176,245
	過疎債	138,400	138,400
	地方債	1,101,600	138,400
	その他※	68,604	0
	一般財源	248	143

※「その他」は、受益者負担分(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	462013	地域名	大内	事業名	葛岡・新田地区農業集落排水事業	担当部局名	建設部	本庁担当課	上下水道課	事業担当課	大内総合支所建設課
優先性	一次評価	5点	大内地域の農業集落排水事業で処理人口が最も多い区域であり、大内ダムを水源とする大内第二簡易水道事業の完成によるより安定した給水を確保しての事業実施に合わせた方が効率的であることから、優先的に実施した。								
	二次評価	4点	農業集落排水事業で処理人口が大内地域で最も多い区域であり、優先度は高いと評価される。また、大内第二簡易水道事業の完成による安定した給水を確保しての事業実施を考慮すると、一次評価は概ね妥当であると判断される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
必要性	一次評価	5点	環境保護には行政と市民が一体となって取り組んでおり、水質保全への関心が高まっているとともに、事業実施による快適な生活が望まれている。平成16年度事業採択時の住民アンケートでは、事業実施により農業用水の水質保全による農業生産の向上と生活雑排水の流出による住宅周辺環境の改善が望まれており、事業の必要性が高いと評価される。								
	二次評価	4点	環境保護と水質保全対策は今後とも必要であり、市民ニーズに十分対応していると評価され、一次評価は概ね妥当と判断される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
妥当性	一次評価	5点	社会基盤整備であり、市が実施する必要性が高い。また、本事業は国庫補助金50%、起債50%の事業であり、市財源の低減を図っている。								
	二次評価	5点	社会基盤整備なので、自治体が行う必要があり、市で実施する妥当性が高い。一次評価は妥当であると判断される。								
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。								
有効性	一次評価	5点	供用開始から3ヶ年で90%の水洗化(持続率)を目標としているが、4月の供用開始から6月末の3ヶ月間で10%の水洗化となっている。今年度の水洗化率は40%前後が見込まれ、成果が十分得られていると評価できる。								
	二次評価	4点	公共マスの設置が対象世帯514世帯中466基であり、目標としている3ヶ年で90%の水洗化率を概ね達成できる見込みであり、期待された成果が十分得られていると評価される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
効率性	一次評価	5点	農業振興地域であり、公共下水道や浄化槽設置事業の他事業と比較検討はできないが、施工時には下水道管ルートや工法を検討し工事費の低減を図ったことから、十分効率的であると評価できる。								
	二次評価	4点	合併浄化槽との比較で、集合処理の法が経済的であることや、管路のルート検討や工法の検討がなされた上で施工されていることから、十分効率的であると評価される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
公平性	一次評価	5点	受益者は、処理区域内の世帯である。大内地域内では、処理区内の受益者負担は同額であり、また、公共下水道、浄化槽設置事業の他の事業とも同額の負担としていることから、公平性が確保されていると評価される。								
	二次評価	5点	本事業の対象地区内では、利用者が限定されていない。受益者負担は、本地域においては統一されており、適正であると評価されるので、一次評価は妥当であると判断される(市全体として考えると、負担額が統一されていないので適正とは言えないが、現段階での評価では考慮しない)。								
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。								
合計	一次評価	30点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	事業実施地域では主産業が農業であり、農村地域における農業生産の向上と生活環境の向上を目指し、その基盤となる事業が農業集落排水事業の実施であった。農村地域の住宅の減少や老人世帯の増加、社会環境の変化により、計画人口の減少や循環型社会へ対応するために汚泥処理施設の追加を行うなど計画変更を経ての事業実施であったが、農村地域の生活基盤の整備を行うことができた。					
		S		一次評価	担当部局意見	農業用水の水質保全と生活環境の向上を図る目的のもと、地域ニーズに応えるべく、国庫補助等を活用しながら、簡易水道等の整備事業の進捗に合わせた事業進捗に努めており、適切な事業実施であったと認められる。					
	二次評価	26点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当である。					
		S		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	事業対象となった区域は、農業集落排水事業で処理人口が最も多く、事業実施により公共マスが466基設置されており、事業の成果が十分得られている。					
	総合評価	26点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。						
		S									

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	462013	事業名	葛岡・新田地区農業集落排水事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	5点	生活水準向上のみならず、農業振興、環境保護等の観点から優先性の高い事業である。	
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	5点	生活水準向上のみならず、農業振興、環境保護等の観点から必要性の高い事業である。	
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	4点	市が実施することの妥当性は理解する。計画規模内容について、需要見通しとの関連説明が必要。	
有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点	将来の施設稼働率や運営に係る事業収支の見通しについての検証が必要。		
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点	内部評価は妥当である。		
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		
4点	大内地域内での公平性の確保は理解する。集排特別会計における事業区域毎の収支管理に係る説明が必要。		
総合評価	S 26点	生活水準向上のみならず、農業振興、環境保護等の観点から必要性の高い事業である。優先性も高いことが認められる。しかし、水洗化率向上のためには、PR活動と同時に経済的援助も必要と思われる。また、特別会計における区域ごとの収支管理(共通管理費の配賦を含む)の必要性がある。妥当性・有効性の観点からは需要に見合った計画かどうか、特に将来の施設稼働率に問題はないかの検証が必要である。	

改善点等の提案

- ・水洗化率向上のためには、地区住民へのPR活動と同時に経済的援助も必要と思われる。
- ・水洗化率予測や将来の施設稼働率の妥当性・有効性についての説明内容をより明確化すべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 事業の予定価格に対する落札率ほどの程度か。(佐藤委員)
- A. 本事業では全体で20箇所近くの工事を発注しており、それぞれで落札率が異なるが、平均すると予定価格の95%程度である。(大内総合支所建設課)
- Q. 工事の施工管理は設計業者が行うのか否か。(佐藤委員)
- A. 建物の施工管理については、設計業者に委託をしている。一般の工事については、事業の担当で管理をしている。(大内総合支所建設課)
- Q. 加入率が現在30%とのことだが、コスト比較は加入率がどの段階の数値のものか。(三品委員長)
- A. 100%の段階ではないが、100%に近い段階でのものである。(大内総合支所建設課)
- Q. 早く加入率を上げる必要があるという理解でよいか。(三品委員長)
- A. そのとおりである。(大内総合支所建設課)
- Q. 他の地区で同じような取組をしているところはあるか。(三品委員長)
- A. 資源循環施設としては市内で2箇所目である。汚泥処理という点では、市内初の施設であり、また、県内初の施設である。
- Q. 大内ダムを水源とする簡易水道事業と本事業との関係はどのようになっているのか。(三品委員長)
- A. 各世帯が水洗化した場合、水道の使用料が増加することから、安定した水量を確保する必要がある。このため、大内ダムを水源とする簡易水道事業と連動させている。
- Q. 事業名には「葛岡・新田地区」とあり、施設が完成した地区は長坂地区とのことだが、長坂地区は葛岡地区に含まれるているのか。(小島委員)
- A. 処理施設は対象地区の下流端に設置される。長坂地区がその下流端に該当し、そこに処理施設が設置された。
- Q. 現在施設が設置されている土地について、以前の所有者は誰か。(小島委員)
- A. もともとは民間所有の土地で、田んぼであった。
- Q. 集落排水事業の収支状況はどのような状況か。(佐藤委員)
- A. 不足分は一般財源から持ってきているが、だいたい2,000万円から3,000万円の繰越が出ている。(上下水道課)
- Q. 特別会計全体の会計と地域ごとの会計は別々に管理されているのか。
- A. 維持管理費については地域ごとに分かれているが、一般管理費や人件費といったものについてはまとめて管理されている。(上下水道課)
- Q. 水洗化率を向上させるためのポイントはどのようなものと考えているか。(今村委員)
- A. 今年度供用開始前に、各地区で説明会を実施した。今後、水洗化してもらえるのがいつ頃になるかアンケート調査を実施し、いつ頃に水洗化に切り替えていただけるか把握できる詳しい資料を作成していきたい。(大内総合支所建設課)
- Q. 水洗化する際の経済的な補助はあるか。(今村委員)
- A. 本課でアンケート調査により、どういった理由で水洗化しないのかを把握し、その

結果経済的な補助が必要と判断されれば、補助を検討していくということを考えている。（大内総合支所建設課）

- Q. 「優先性」と「必要性」について、一次評価ではともに5点であった評価を二次評価でともに4点とした理由は。（佐藤委員）
- A. 由利本荘市の評価基準表では、事業の優先性が極めて高い場合や事業目的が市民のニーズや社会情勢に極めて対応している場合に限り5点をつけることとされている。しかし、本事業の優先性・必要性については5点は高すぎると判断し、4点とした。（内部評価部会3班班長）
- A. 「由利本荘市の評価基準表」があり、内部評価を実施するにあたっては、その基準表を用いて評価することとしている。基準表に基づいた評価であることからこのような評価結果となった。（事務局）
- Q. 市が実施する必要があるという意味での妥当性があるが、事業そのものの妥当性や事業の進め方の妥当性など、他の妥当性もあると思う。そういうものを全て勘案したときに、妥当性を5点とする観点もあると思うが、その点はどう考えるか。（三品委員長）
- A. たしかに様々な観点があるが、内部評価では市の評価基準表に沿って評価することになっており、今回は妥当性を5点とした。（内部評価部会3班班長）
- Q. 一般会計からの繰入により数千万の黒字があるとの説明であったが、繰入があるということはその分赤字ではないかと思うが、その点をどう評価したらよいか。（佐藤委員）
- A. 特別会計の中の公営企業会計には繰入金がある。また、繰入金にも法定内の繰入と法定外の繰入の二種類ある。一度普通会計に入った交付税を特別会計での事業に使用するために特別会計に繰り入れられるが、これは法定内の繰入に該当する。この部分については、繰入があっても赤字ではない。一方、法定外の繰入については、さらに数種類に分類されるようであるが、その分類された中には赤字補填的な意味を持つ繰入もある。仮に赤字補填的な意味を持つ繰入に該当する場合であれば、先ほど委員のご指摘にあったように、繰入による黒字ということにはならないと考える。（事務局）

（ウ）本事業に係る意見

- ・水洗化率を向上させるためには、経済的な補助が必要であると思われる。（今村委員）
- ・水洗化率の予測や将来の施設稼働率の妥当性・有効性についての説明内容を明確化すべきである。（佐藤委員）

(8) 校舎等整備事業（耐震補強）

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：豊かな心と文化を育むまちづくり

施策名：学校教育の充実

施策項目：学校施設の整備

①事業概要

i) 事業の目的

昭和56年の建築基準法改正により、耐震設計基準が大幅に改正された。また、国では大規模地震の発生に備え耐震化を推進しており、文部科学省においては、耐震診断の結果IS値[※]が0.7以下の棟について改築・補強事業を支援しており、特に倒壊の危険性が高いとされるIS値0.3以下の棟については補助率のかさ上げを行い改築・補強による耐震化の早期実施を推進している。

市内の小・中学校に通う子どもの保護者からは、子どもたちの安全確保のために早期に耐震化工事を実施するよう要望が出されている。市としても、子どもたちの安全確保の必要性、学校が災害等の避難場所として活用されること等を認識しており、市では、子どもたちの安全・安心な学校生活の確保を目的として昭和56年以前に建築された13校について改築・補強等による耐震化工事を実施することとした。

(※注：IS値 (Seismic Index of Structure) …耐震改修促進法で定められた構造耐震指標で、耐震診断の判断基準となる値)

ii) 実施内容

本事業は、市内32小・中学校すべてを対象に耐震診断を実施し、その結果を受けて昭和56年以前に建築された13校について、改築・補強等を行うものである。

耐震補強工事設計にあたっては、信頼性の高い在来工法を採用し、また、補強を実施する棟の暖房や電気等の改修も併せて実施した。評価年度では、平成20年度に耐震診断を実施した新山小学校、鶴舞小学校の補強工事を実施した。

iii) 事業対象

本事業の対象となるのは、市内32小・中学校に通う小・中学生であり、受益者負担は無い。

なお、市内32小・中学校の耐震化率は以下表10のとおりである。

(表10) 市内32小・中学校の耐震化率（報告書作成時点）

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
小学校	目標(%)	79.02	81.12	86.01	91.61
	実績(%)	79.02	-	-	-
中学校	目標(%)	93.10	93.10	96.55	97.41
	実績(%)	93.10	-	-	-

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表 1 1 のとおりである。

(表 1 1) 校舎等整備事業 (耐震補強) にかかる事業費の内訳

財源等		年度別	
		事業全体	H21年度
事業費		1,188,986	220,112
内訳	国庫支出金	670,796	118,506
	合併特例債	380,000	30,800
	一般財源	138,190	70,806

(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	511002	地域名	一体	事業名	校舎等整備事業 大規模改造(耐震補強)	担当部局名	教育委員会	本庁担当課	教育総務課	事業担当課	教育総務課	
優先性	一次評価	4点	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全で安心して過ごせる環境の整備が求められており、事業の優先性は高いと評価される。									
	二次評価	5点	総合発展計画において主要事業「学校施設の整備」として記載されていること、少子化が問題視されるなか次代を担う児童生徒の学習・生活の場であること、地域防災計画にも避難場所(避難所)としても位置づけられていること、以上三点を踏まえ、耐震性能が基準以下の校舎及び体育館等建築物の改造・整備は急務と考えられ、優先性が極めて高く、一次評価を上回ると判断される。									
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	文部科学省では、学校の耐震化を進めるべく、補助制度の拡充や補正予算等の活用で事業の前倒しを進めている。また、学校関係者、PTA、保護者、地域住民からは耐震化の早期実施が望まれている。市民の関心が高く、国でも耐震化を進めていることから、事業の必要性は高いと評価される。									
	二次評価	4点	学校関係者及びPTA・保護者など地域住民が建物倒壊の不安から早期実施を望んでいることや、過去の大地震に鑑み建築基準法が改正され、所管である文部科学省が補助制度拡充並びに補正予算等活用による事業の前倒しを実施し耐震化を進めていることを踏まえると、市民ニーズや社会情勢に十分対応していると評価され、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	学校教育法第5条は、設置者がその学校を負担することを定めており、本事業は市で実施する必要があると評価される。									
	二次評価	5点	法律(学校教育法第5条)に「設置者がその学校の管理・経費を負担すること」と規定されており、市が事業を実施することは妥当であると評価される。また、国(文部科学省)からの補助率も実質1/2以上、合併特例債も充当され一般財源の持ち出しが極力抑えられている点を踏まえると、国等との役割分担も図られていると考えられ、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	本事業は、学校環境適正化計画で学校の耐震化や統廃合計画を定め年次計画で実施している。事業は計画どおり実施されており、期待された成果が十分得られていると評価される。									
	二次評価	4点	耐震化は特に支障なく進捗しており、児童生徒の安全が確保されている。併せて学校関係者及びPTA・保護者など地域住民の不安も徐々に払拭されていることから、期待された成果は十分得られていると評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	特殊工法を採用せず、割安な在来工法を採用し、また、補強工事と併せて暖房や電気等の改修を効率的に進めている。耐震補強工事そのものは診断に基づき実施するものであり、目新しいものではないが、補助対象の中で設備改修を併せて実施していることから、効率的であると評価できる。									
	二次評価	4点	従来から信頼性の高い在来工法(軸組工法)を採用している。また、耐震化に併せて老朽化した暖房や電気等の改修を進めるなど、スケールメリットによる経費節減にも努めている。また、統廃合計画も考慮した上で年次計画を立てている。以上から、十分効率的であると評価できる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	5点	市内の小中学校32校を対象に耐震診断を行っており、その結果耐震基準を満たしていない学校の耐震化を実施している。受益者は限定されておらず、公平性は確保されていると評価できる。									
	二次評価	4点	市内32小中学校すべてを対象に診断した結果を受けて耐震化工事を実施する計画となっていることから、対象施設を限定しているとは言えない。したがって、利用者が特に限定されているとは言えない。また、義務教育施設であることから、受益者負担はなまないと判断され、一次評価は概ね妥当である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	26点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	学校の耐震化に当たっては、補強による耐震化の確保と統廃合による改築など複数の選択肢があり、本事業では補強による耐震化を行っている。子どもたちの安全・安心な学校生活を確保することはもとより、災害時に避難場所となっている学校の耐震化は、市民生活の安全にも直結することから、優先性の高い事業である。						
		S		一次評価	担当部局意見	学校環境適正化計画に基づき実施している事業であり、文部科学省でも重要な事業に位置づけられており、優先性の高い重要な事業である。						
	二次評価	26点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当である。						
		S		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	地震から児童生徒を守っていくために必要な事業であり、その実施にあたって信頼性の高い在来工法を採用しており、併せて老朽化した暖房・電気等の改修も進められていることから経費節減にも配慮されている。						
	総合評価	26点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							
		S										

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	511012	事業名	校舎等整備事業(耐震補強)
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点 ・法律・制度の改正に伴う事業であるため、早期実施が望まれるもので外部評価で議論するようなものではない。 ・整備対象となっている校舎等から、どこを優先していくかについての評価はあり得る。
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点 法律・制度の改正に伴う事業であるため、早期実施が望まれるもので外部評価で議論するようなものではない。
	妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	5点 法律・制度の改正に伴う事業であるため、早期実施が望まれるもので外部評価で議論するようなものではない。
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 ・文部科学省の指針に基づいて整備している。 ・実際に地震が起きるまで効果を判断できない。
	効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 専門的な知識がないため資料からの判断になるが、在来工法を採用しコストに配慮している。
	公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	4点 全ての校舎を一斉に整備できれば良かったが、予算等の都合で順番に整備している。
総合評価	S	27点	・ライフラインに関わる事業は外部評価に馴染まない。 ・他市との比較データがあれば評価しやすい。 ・専門的な知識がない委員が評価できるような情報をしっかり提示する工夫が必要である。

改善点等の提案

計画を前倒ししようとしていることは評価する。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. この事業は合併特例債を使わないといけないのか。国庫負担で出来ないのか。(辻川委員)
- A. 全額国庫負担に越したことはないが、国の方でも対象事業を広げるという観点から、100%補助という感覚では来ていない。残念ながら自治体の負担が発生してしまうため、起債を使う中でも有利な合併特例債を使わせていただいた。(教育総務課)
- Q. 耐震化工事に合わせて電気工事等を行ったことで増えた費用は、どこから出たお金になるのか。(須田委員)
- A. 平成22年度分まで、耐震化をした同じ棟で電気等の工事をした場合は、国で耐震の予算の中から耐震と同じ割合で負担してくれる。平成23年度以降は、耐震化をした部分で影響が出た場合のみ、国の負担となる。(教育総務課)
- Q. スケールメリットという言葉は、どういう意味で使ったのか。(須田委員)
- A. 金額の少ない工事は費用全体に占める諸経費等の割合が高くなる。元々行わなくてはいけない工事だったことを踏まえれば、工事自体が大きくなると、諸経費等の割合が小さくなるという意味でメリットがある。(内部評価部会2班班長)
- A. もう一点は、電気工事等を単独でやった場合、国の補助事業である大規模改修事業に該当すれば同じような形に持っていけるが、工事の規模が小さくて該当しない場合、どうしても改修が必要な箇所は、一般財源の持ち出しで行わなくてはいけないため、一緒に進めたというところがある。(教育総務課)
- Q. 耐震化工事をしたことのメリットの目安を教えてください。(太田委員)
- A. 建築基準法には震度5では大丈夫で震度7では危ないという基準はなく、地震がきたときに中にいる人が安全に避難する時間を確保できるかが建築基準法の最大の目的となっている。耐震化すれば建物が倒壊しないということや、耐用年数が伸びるということではないと建築の専門家から聞いている。(教育総務課)
- Q. 安全を考慮して工事順位を決めていると思うが、現地調査をした際に学校の授業上の都合から時期を遅らせてほしいと要望したとの話があったが、優先度は守られているのか。(太田委員)
- A. 夏休み等の長期休暇を挟み、学校運営に少しでも影響のないような形で実施していきたいと考えている。大規模校は棟数が多く、新山小学校は900人規模の学校になるため、いろいろな棟に児童が入っている。片や100人規模の学校は1つの棟の中で解決するところもある。大規模校で古い校舎は、補強に年数を要する。一気に全部を補修すると学校自体が機能しなくなるため、3～4年をかけて補強する必要がある。大規模校の古い校舎から先に補強していこうという考え方で、鶴舞小学校と新山小学校を一番に補強している。それから、耐震診断をしたときにIS値が低い校舎を優先的に補強している。それらを総合的に判断して決めている。学校側から分散して実施してくれないかと言われたが、少しでも早く有利な起債ができるうちに実施したいと考え、学校と相談して事業実施に踏み切った。(教育総務課)
- Q. 鶴舞小学校は部分的な補修で大丈夫なのか。(太田委員)
- A. 最初に危険な管理特別教室棟を補強し、IS値の関係で低学年棟と体育棟と補強し、

IS 値が高い安全と思われる高学年棟を最後に補強し、3カ年で耐震を完了したいという内容になっている。(教育総務課)

Q. 特殊工法とはどのようなものか。(須田委員)

A. 窓ガラスを壊さないで、外側からプレス等をはめる方法があるが、高額であること、地元の業者は大部分を施工できないことから、学校と相談して在来工法を採用した。今は耐震技術が進歩していて、他にも工法があるようである。(教育総務課)

A. 二次評価の際に建築の専門家に確認したが、外付けフレーム工法と言われるもので、高額とのことだった。(内部評価部会2班班長)

Q. 学校は何年で建て替えをする決まりになっているのか。(須田委員)

A. コンクリートの学校がほとんどだが、補助金の関係で言うと、50年は使いなさいとなっているが、50年で使えなくなるかという、そういうわけでもない。それから立地条件によっても変わってくる。海岸と内陸では違って来る。建ててから何も手を加えなかった学校と大規模改修した学校でも違って来る。(企画調整課長)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ こういう事業を敢えて外部評価する意義があるのか。ライフラインに関わってくるものについては、現場優先されてしかるべきである。この事業はそういったものではないか。敢えて外部評価にするというのであれば、踏み込むことは出来ない。その中でセカンドベストで判断するとすれば、今回のような評価になる。(太田委員)
- ・ 他市の同種事業との比較データがあれば良い。(辻川委員)
 - A. 文部科学省から市町村の取組が遅いと言うことで、昨年度からIS値を公表するよう言われ、市のホームページで公開している。(企画調整課長)
- ・ 専門的知識がない一般の人が、評価・判断できるような情報をしっかり出す工夫をすることが必要である。(太田委員)
- ・ 計画を前倒しして完了しようとするのは、安全面から評価する。(辻川委員)

(9) 笹子公民館改修事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目 標 名：豊かな心と文化を育むまちづくり

施 策 名：生涯学習の推進

施策項目：社会教育施設の整備

①事業概要

i) 事業の目的

旧鳥海町では、合併前から笹子公民館の老朽化に伴う改築の強い要望があった。当該施設は、屋根や外壁などの老朽化が著しく、維持補修に多額の経費を要する状況であった。

また、当該施設は近年の多様化する学習の場としての機能が低く、進展する社会教育・生涯学習に対応した機能を持った施設の整備が求められていた。

当該施設は、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズに応える施設として、また、合併後における地域住民の主体性・一体感を醸成する「ひとづくり」・「地域づくり」の拠点施設として整備が図られた。

ii) 実施内容

新たな公民館を建設する候補地としては、地域の中心部に位置する3つ（①道の駅臨時駐車場、②旧笹子診療所跡地、③現笹子公民館）が挙げられた。いずれの候補地も、除排雪スペースを確保することを考慮すると、隣接地を購入する必要がある。

道の駅臨時駐車場に公民館を建設する場合、隣接する宅地を購入する必要があることに加え、宅地の進入口に設置されている有蓋防火水槽を移転させる必要がある。

旧笹子診療所跡地に公民館を建設する場合、隣接する農地（中山間地域の特別支払いの交付金を受けている農地）を購入する必要があることに加え、水路の付け替えの必要がある。

現笹子公民館の所在地に公民館を建設する場合、隣接する宅地・農地（中山間地域の特別支払いの交付金を受けている農地）を購入する必要があることに加え、新しい公民館が完成するまでの約1年間は、住民が公民館を利用できないという課題があった。

以上3候補地の状況等を住民に説明し、協議した結果、旧笹子診療所跡地が新しい公民館の建設予定地として選ばれた。

工事が開始した平成20年度は、建築実施設計業務や用地造成工事などが実施された。また、平成21年度には、建築本体工事や用地外構工事のほか、古い公民館の解体工事なども実施された。

iii) 事業対象

笹子公民館の利用者は、地理的条件などから主として笹子地区住民の利用となっている。当該施設は、各分野における活動の拠点施設として地域住民の多種多様な学習活動に利用されている。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表 1 2 のとおりである。

(表 1 2) 笹子公民館改修事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等			
事業費		225,917	206,249
内訳	過疎債	213,600	194,400
	一般財源	12,317	11,849

(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	531004	地域名	鳥海	事業名	笹子公民館改築事業	担当部局名	教育委員会	本庁担当課	生涯学習課	事業担当課	鳥海総合支所教育学習課	
優先性	一次評価	4点	施設の老朽化が著しく、住民の学習ニーズに対応することが困難であったことから、合併以前より改修要望の高い事業として、新市の総合発展計画に盛り込まれた優先度の高い事業である。また、耐震性にも乏しく、危険な施設として早期改築要望も強かったことから、優先性は高いと評価される。									
	二次評価	4点	これまで笹子地区の社会教育・生涯学習の拠点施設として活用されてきたが、築40年が経過し老朽化が著しく、耐震性が確保されていない地区コミュニティ施設の建替は、合併前から住民の改築要望が高く、総合発展計画に記載されているため、優先度は高いと評価され、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	地域住民の社会教育・生涯学習の拠点として必要不可欠な施設の改築に対する住民の要望が強く、住民のニーズに応えた事業である。改築により施設の利便性が向上し、現代の社会情勢に的確に対応できるようになったと評価できる。									
	二次評価	4点	施設は、笹子地区の社会教育や生涯学習拠点として位置づけられる他、地域交流の場として十分対応している。地区コミュニティ施設の地区における役割は大きいため、改修は多様化する市民ニーズに対応できる機能を確保するためにも必要であることから、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	社会教育法では「公民館は、市が設置する」とされており、その改築についても市が行うべきであり、妥当であると評価される。									
	二次評価	5点	社会教育法第5章第21条の規定により、市が設置する必要があると評価され、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	5点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	3点	改築により、地域住民の多様化・高度化している学習ニーズ等に対応できるようになったため、期待された成果が得られていると評価できる。									
	二次評価	2点	地域ニーズを考慮し、年間延べ利用人数の目標を1万人としているが、1月からの6ヶ月で延べ利用人数は3,475人とどまっている。目標とする利用人数に対して実績が追いついていない他、貸し室ごとの利用頻度に偏りが見られ、事業成果があまり得られていないと評価される。									
	総合評価	2点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	3点	類似事業と比べ、㎡単価で8,000円削減できた。類似事業と比べて単価・総事業費とも削減することができ、十分に効率的であると評価できる。									
	二次評価	3点	比較事業については、建設年度が違うなど、一概に経済比較できる事業がないが、設計書が公共単価や市場単価を採用した積算である他、6社での指名競争入札により競争性も確保されており、効率的であると評価される。									
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	3点	地区の公民館として考えると、受益範囲は限定的であるが、過疎地域の公民館としての機能は十分に果たしていると評価できる。									
	二次評価	4点	一次評価では、笹子地区の施設のため利用者が限定的であると評価しているが、当該施設は笹子地区を対象とした施設であり、地区全体での利用者が限定されることはない。笹子地区の特定の利用者に偏った使用はなく、公平性は保たれている。使用予約が重複するなどの理由で限定されても、その度合いは小さいと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	22点	全体に係る意見	担当課意見	既存施設の老朽化に伴う改築事業であり、利用状況等については従来と大きな変化はないが、近代的な施設となり、利便性に富み、地域住民のニーズに応えることができ、大きな成果を得られた。							
	A	一次評価		担当部局意見	地区住民衆望の施設の改築事業であり、利便性の向上などにより、地域の社会教育・生涯学習の拠点として、効果的な事業であった。							
	二次評価	22点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当である。							
	A	二次評価		本事業に係る内部評価部会意見	施設は築40年が経過し老朽化が著しく、耐震性が確保されていない。地域住民の各分野における活動の拠点施設として改築は必要不可欠である。しかし、利用人数が当初目標としていた人数に達しておらず、事業成果があまり得られていない。							
総合評価	22点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。								
A												

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	531004	事業名	笹子公民館改築事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	市の内部評価は妥当である。
	4点		
	必要性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	市の内部評価は妥当である。
	4点		
	妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	社会教育法で市が設置する必要がある。
	5点		
有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input checked="" type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		・利用者数の目標設定自体が過大でないか。 ・出張所の事務室のスペースを他に利用できないか。 ・出張所の職員が3人いる意味があるのか。1人体制にしたりシルバー人材センターに委託したりできないか。
	3点		
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		・資料から判断すると、色々な人に満遍なく利用されている。 ・受益者負担の障壁はあったとしても、使用料を導入している。
	4点		
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		市の内部評価は妥当である。
	4点		
総合評価	A		・地域の人口が減少していく中で、ソフト面の工夫が見えてこない。 ・地域づくりの拠点施設であれば、公民館活動の企画等とセットで考えられるべきである。
	24点		

改善点等の提案

料金設定について、全市一律とすることも一つの考え方だが、一方で地域ニーズに見合った設定をすることも、実質的な公平性を担保する場合もあるのでないか。
→ 施設の規模・機能・建築年度等を踏まえて、使用料の見直しを進めている。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q. 利用人数の目標が1万人とあるが、平成25年度の目標ということか。(須田委員)

A. 1万人は事業の認定を受ける際の目標人数で、何年度と規定したものではなかった。今まで最高でも年間8千人程度で、建てた翌年に1万人というのは難しい。今年度の実績を見ると若干増となっているので、今後、利用者の増を図りながら頑張っていきたい。(鳥海総合支所教育学習課)

Q. 1万人という数字はどこから出てきたのか。笹子地区の人口が2千人くらいのため、延べでも1万人の目標は難しいのではないか。何でこのような大きい数字にしたのか。住民は、無料で使えたものがお金を払わないといけないという感覚も足踏みする一つの要因だろうと思うが。(須田委員)

A. 事業の認定を受ける段階で、現状維持という目標では県の認定を受けられなかった。使用料に関して、今まで旧公民館で減免していた方たちを、新公民館になったときに急に有料としているわけではない。旧公民館で減免していた方は、新しい公民館でも現状では減免している。ただ、単価が今までよりも上がったため、最初は抵抗があり、4～5月に落ち込んだのはその影響があったと思われる。単価的には同じ鳥海地域の紫水館と直根公民館の利用料を基にして、直根公民館と全く同じ料金になっている。紫水館よりは安く設定している。(鳥海総合支所教育学習課)

Q. 以前は無料だったという認識でよいか。(太田委員)

A. 全く無料ではない。例えばスポーツ少年団や社会教育団体等の利用は減免していた。(鳥海総合支所教育学習課)

Q. 料金が高くなったということか。(太田委員)

A. そういうことである。(鳥海総合支所教育学習課)

Q. 施設のランニングコストに占める使用料の割合は、どの辺りにおいて考えているか。(太田委員)

A. この単価に関しては、そこまで考慮していなかった。既存の施設と単価を合わせた。現在、市全体で統一した料金設定にしようとして協議している最中で、平成24年度から統一した料金でいきたいと考えている。(鳥海総合支所教育学習課)

Q. 由利本荘市は神奈川県の中の半分の広さで、旧8市町で文化が違い、使用料が無料というところもあった。市が財政難でこういった施設に一定のコストを課金していきたいという気持ちも働いていることは分かる。そういう中に、住民の使い勝手という点からコストを設定するという考え方もあってしかるべきだと考えるが、右が200円だから左も200円というのはやや配慮に欠けるような気がする。そこら辺に対する配慮は働いていたか。(太田委員)

A. 今回の料金設定には働いていない。(鳥海総合支所教育学習課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・有効性・必要性・妥当性の観点の解釈が多様になり、評価の進め方・まとめ方が難しい。(山口委員)

(10) 市道堀切雷田長坂線改良事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：心ふれあう情報と交流のまちづくり

施策名：道路網の整備

施策項目：市道の整備

①事業概要

i) 事業の目的

堀切雷田長坂線は、堀切地域（35世帯147人）から長坂地域（74世帯283人）を繋ぐ市道である。

この市道は、地域住民の通勤・通学の生活道路として利用されているが、幅員が4mと狭く、さらに縦断勾配が12%と急勾配道路であることから、見通しが悪く、危険箇所が多い状況であった。この市道では、接触事故などが多発しており、昭和40年代には崖からの車両転落死亡事故、平成13年には車両同士の衝突による死亡事故が発生している。

本事業は、以上の状況を改善することによって地域住民の生活の安全性・利便性の向上を図り、地域間交流を活発化させることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、縦断勾配12%を8%に、幅員4mを5mに改善するため、施工延長800.0mについて幅員を5.00mにするものである。

評価年度の当初計画は、施工延長が649.94mの予定であったが、実績は759.64mであった。



(整備された堀切雷田長坂線)

iii) 事業対象

堀切雷田長坂線の主な利用者は、堀切地域の住民（35世帯147人）と長坂地域の住民（74世帯283人）である。

市道改良事業であるため、市道の主な利用者である地域住民の負担は無い。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表13のとおりである。

(表13) 市道堀切雷田長坂線改良舗装事業にかかる事業費の内訳

年度別		事業全体	H21年度
財源等	事業費	382,623	102,319
内訳	過疎債	382,500	102,300
	一般財源	123	19

(単位:千円)



(現地調査の様子)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	611043	地域名	大内	事業名	市道堀切雷田長坂線改良舗装事業	担当部局名	建設部	本庁担当課	建設管理課	事業担当課	大内総合支所建設課	
優先性	一次評価	4点	当該市道は幅員が狭小で急勾配であるため、過去に死亡事故が発生している。そのため、早期に改良が必要であり、優先性は高いと評価される。									
	二次評価	4点	道路網の整備の上で、勾配の緩和や幅員の確保が必要とされており、一次評価は妥当であると判断される。当該市道は、堀切地区と長坂地区を結ぶ唯一の連絡道路であり、その改良の優先性は高いと判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	本線の改良は、地元はもとより、一般交通の方々からも切なる要望のあった。過去に死亡事故が発生している路線であることから、安心安全に走行できる交通確保は、この地域にとっては不可欠であると評価できる。									
	二次評価	4点	本線は、急勾配・幅員狭小であったことから過去に事故が多発している市道であるが、地域住民にとっては通勤・通学に必要な不可欠な生活道路であることから、地域住民から改修の要望があった。地域住民の安全確保のため、本線の改良の必要性は高いと評価され、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	4点	対象が市道であることから、その改良について市が実施することは妥当であると評価できる。									
	二次評価	4点	市道であるため、その改良については道路管理者である市が行う義務があることから、本事業を市が実施することは妥当であると評価でき、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	4点	改良により安全で円滑な交通が確保されつつあると評価される。しかし、まだ未改修部分があることから、早期に改修したい。									
	二次評価	4点	最も危険だった箇所が改修が行われ、安全で円滑な交通が確保されつつあり、事業成果が十分得られていると評価できる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	現地発生の伐根を砕いて法面保護工に再利用したことで、副産物処理費の低減を図った。そのため、事業としては割安となり、十分効率的であると評価できる。									
	二次評価	4点	現地発生の伐根を砕いて法面保護工に再利用したことで副産物処理費の低減が図られ、法面工事区間で1㎡あたり301円、約150万円のコスト削減が可能となった。また、100%過疎債を活用していることから、十分効率的であると評価できる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	4点	当該市道は、地域住民だけでなく一般通行人も利用することができ、公平性は確保されていると評価できる。									
	二次評価	4点	山間地域であり交通量は少ないものの、市道であることから不特定多数の者が利用可能であり、利用は限定されていないと評価でき、一次評価は妥当であると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	堀切・長坂両地区の長年の要望であった箇所の改良が完了し、地域住民及び一般通行人は安全に走行できることに安堵感を感じている。しかし、まだ長坂地区方面の幅員狭小部分が未改良であるため、引き続き事業により改良が必要と思われる。						
		A		一次評価	担当部局意見	安全で円滑な交通確保が出来たことは、適切な事業と認められる。しかし、一部幅員狭小部分が残っているため、今後も引き続き改良する必要がある。						
	二次評価	24点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当である。						
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	危険な生活道路の改修として成果を得られている。なお、未改修区間は加田喜沼湿原（環境省：重要湿地、秋田県：自然環境保全地域、市：天然記念物に指定）へのルートでもあり、観光資源へのアクセス道路としての役割と併せて早期に全線を改修していただきたい。						
	総合評価	24点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							
		A										

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	611043	事業名	市道堀切雷田長坂線改良事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	危険な生活道路を改善するための事業であり、その優先性は高い。
	5点		
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	危険な生活道路を改善するための事業であり、その必要性は高い。
	5点		
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。
	4点		
有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。	
4点			
効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。	
4点			
公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。	
4点			
総合評価	S	危険な生活道路を改善するための事業であり、その優先性・必要性は高い。歩道や街灯の整備充実による市道の安全性確保に配慮されたい。	
	26点		

改善点等の提案

- ・徒歩や自転車による通行の安全性を高める必要があり、また、加田喜沼が観光資源となり多くの観光客が往来するようになれば、歩道・街灯を設置する必要性が出てくると考えられることから、歩道や街灯の整備による安全性の確保に配慮されたい。
- ・早急に全線開通ができるよう、効率的な事業実施に留意されたい。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 現地調査の際に街灯が見当たらなかったが、街灯は設置されているか。(小島委員)
- A. 街灯はカーブ等の箇所に設置している。(大内総合支所建設課)
- Q. 歩道は設置されているか。(今村委員)
- A. 歩道は設置されていない。(大内総合支所建設課)
- Q. 街灯が少ない状況や歩道が整備されていない状況では、自転車通学する生徒など交通弱者にとっては危険だと思われるが。(小島委員)
- A. 現在の通学形態として、自転車や徒歩による当該市道の利用はほとんど無く、自動車による送迎が大半である。(大内総合支所建設課)
- Q. 市道の改修後、交通事故はどの程度減ったか。(小島委員)
- A. 市道改修後、交通事故は無くなった。(大内総合支所建設課)
- Q. 現時点で、当該市道の完成度はどの程度か。(今村委員)
- A. 全長 1,700m のうち、約 800m ほど完成している。(大内総合支所建設課)
- Q. 地図を見ると、堀切地区の左右それぞれに道路があるようだが、この道路はどのような状況か。(佐藤委員)
- A. 道路状況としてはある程度整備されている状況である。地図上の堀切地区から右側に延びている道路は旧雄和町につながっており、左側に延びている道路は秋田市・旧雄和町につながっている。
- Q. 本事業は平成 16 年度から平成 21 年度までの一括発注か。(佐藤委員)
- A. 事業の発注は年度毎に行っている。
- Q. 当初の事業計画・事業費と実績とで変更点はあるか。(佐藤委員)
- A. 当初予定していた事業費は約 5 億 400 万円であったが、実績は約 4 億 1,000 万円である。(大内総合支所建設課)
- Q. 当該市道の保守費用はどの程度見込まれているか。(三品委員長)
- A. 道路周辺の除草等の保守費用は見込まれているが、たとえば道路に穴があいた場合の補修については、その都度補修費用を用意して補修している。(大内総合支所建設課)
- Q. 個人の土地はあったか。(今村委員)
- A. 個人の土地はあった。事業の初年度に用地買収による補償があり、その後は工事の進捗状況により水道等の補償がある。(大内総合支所建設課)
- Q. 市全体で見て、市道の改修要望はどの程度あるか。(三品委員長)
- A. 市道の改修要望は数え切れないほどある。その中で優先順位を付けて計画を策定し、その計画にしたがって改修をしている。当該市道では過去に死亡事故が起っていたことから、優先順位が高いと判断され計画に登載された。(大内総合支所建設課)
- Q. 工事は年度発注とのことだが、今まで請負業者の変更はどの程度あったか。(佐藤委員)
- A. 路線については同一業者が継続的に請け負っている。(大内総合支所建設課)

Q. 路線は全線一括で発注しているのか、それともある程度区切って複数の業者に発注しているのか。（三品委員長）

A. 全線一括で発注している。（大内総合支所建設課）

Q. 全線開通はいつ頃になりそうか。（今村委員）

A. 全て完成するまで5～6年かかる。（大内総合支所建設課）

（ウ）本事業に係る意見

- ・過去に交通死亡事故が発生していたことから、当該市道改修の優先性・必要性は高いと思われる。（三品委員長・今村委員）
- ・街灯や照明による市道の安全性の確保に配慮されたい。（小島委員）
- ・早急に全線開通ができるよう、効率的な事業実施に留意されたい。（今村委員）

3. ソフト事業の評価結果

(1) 外出支援サービス事業

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり

施策名：－

施策項目：－

①事業概要

i) 事業の目的

現在、本市の高齢者人口が増加し、要介護状態の高齢者を高齢化した家族が在宅で介護する「老老介護」のケースが増加している。

寝たきり等の高齢者を在宅で介護している場合、車を運転できる同居家族がいない高齢者だけの世帯であったり、車を運転できる若い同居家族が就労等のため日中不在で通院に同行できない場合が多い。

本事業は、一般公共交通機関を利用できない重度の要介護状態の高齢者に対して、通院のための移送サービスを月2回を上限として提供し、同行する家族の身体的負担や介護タクシーを利用する場合に生ずる経済的負担を軽減することを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、本荘地域を除く全ての地域において展開されている。本荘地域については他地域と比較すると介護タクシーを低額で利用することができることから、本事業の対象外地域とされている。

移送サービスの利用状況は以下表14のとおりである。

(表14) 移送サービスの利用状況

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
目標(回)	1,242	1,245	1,293	1,341	1,383
実績(回)	1,242	1,155	894	－	－

iii) 事業対象

移送サービスを利用することができるのは、寝たきり等の身体の状況（要介護4・5相当）により一般公共交通機関を利用することが困難な状況にある概ね65歳以上の高齢者である。

本市においては、福祉有償運送や過疎地有償運送の運用を行っていないことから、料金徴収をした場合は道路運送法に抵触する可能性が考えられることから、移送サービスを利用する際の利用料は無料としている。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表15のとおりである。

(表15) 外出支援サービス事業にかかる事業費の内訳

財源等		年度別
		H21年度
事業費		3,675
内訳	一般財源	3,675

(単位:千円)



(本事業で使用される車両例：左は車イス対応車、右は可動式シート搭載車)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	ソフト事業	地域名	本荘地域以外の地域	事業名	外出支援サービス事業	担当部署名	市民福祉部	本庁担当課	長寿支援課	事業担当課	長寿支援課
優先性	一次評価	4点	現在、由利本荘市においては高齢者人口が増加し若年者人口が減少しており、今後高齢者福祉施策を充実させて高齢者が安心して暮らせるよう各種サービスを充実させる必要がある。本事業の利用回数は減少してきているが、超高齢社会へ移行し老老介護が増加し、今後の需要が高まることが予想されることから、優先性は高いと評価できる。								
	二次評価	4点	高齢化が進む社会情勢の中にあつては、当事業のような福祉施策の優先性は高いと評価され、一次評価は妥当であると判断される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
必要性	一次評価	5点	本事業を充足させることにより、交通手段のない世帯にとっては、寝たきり等高齢者の定期受診が可能となり、また、介護する家族にとっても介護の負担軽減となる。また、今年3月31日をもって矢島地域で営業していた介護タクシー事業者が廃業したため、今後、矢島・鳥海地域における本事業の必要性が高まると思われ、介護タクシーを利用するのが困難な地区にとって本事業の必要性は高いと評価できる。								
	二次評価	4点	高齢化が一層進む本市にとっては、在宅介護における家族の負担軽減が求められており、事業の目的は市民ニーズや社会情勢に十分対応していると評価でき、一次評価は概ね妥当であると判断される。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
妥当性	一次評価	3点	国が在宅介護を推奨している現状において、介護タクシー事業者から遠く離れている地区や通院しなければならない医療機関までの距離が長い地区に居住する身体が不自由な高齢者が存在している。また、そうした高齢者には通院への送迎付き添いを行える親族がいない場合が多いため、行政側の支援がなければ在宅生活を維持することが困難であることから、事業利用者にとっては不可欠な行政サービスであると評価される。								
	二次評価	3点	介護保険制度の介護タクシーを実質利用できない地区、介護タクシーを利用すると料金が高額となる地区においては、市が助成する必要があると評価され、一次評価は妥当であると判断される。								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
有効性	一次評価	5点	本事業は、在宅生活を送っている施設入所待機者とその家族にとっては、大変有効なサービスとなっている。利用者が全住民に占める割合は微少であるものの、寝たきり等高齢者の通院への支援や、介護する家族の負担軽減を図ることで在宅介護支援として有効な手段となり得ると評価される。								
	二次評価	3点	利用者は894人と減少傾向にあるが、利用者にとっては有効性が高く、利用成果は得られていると評価される。								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
効率性	一次評価	3点	介護タクシーについては、乗降時の介助については介護保険が適用となり、本人負担は1割である。また、その他のタクシー運賃分等は各事業者が任意で設定している。これに対して、外出支援サービス事業の委託単価は、140円/1km(4km以下)または640円/1回であり、効率的であると評価できる。								
	二次評価	3点	介護タクシー利用者負担額については、介護報酬1,000円部分1割負担で、3～4km未満の利用者負担額は500円である。これに対して、外出支援サービス委託料は140円/km・640円(4km以内)であり、十分ではないが効率的であると評価できる。(本事業は、利用者負担が無料であるため、介護タクシーとの比較ができない。)								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
公平性	一次評価	4点	低所得者にとっては、介護タクシーを利用して通院することは経済的な負担が大きすぎるため、本事業に頼らざるを得ない状況になっている。事業の対象者は少数であるものの、本事業により定期的な通院を維持できている。								
	二次評価	3点	本荘地域では本サービスを受けられず、介護タクシー利用で有料なのに対し、他の地域は無料で本サービスを受けることができ、公平性があるとはいえない。効率性と同様に公平性を保つれば、ある程度の額の負担を求めべきである。								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	医療機関、介護事業者等が偏在する本市においては、重い介護度の高齢者を抱える世帯にとって、本事業の利用は高齢者本人、介護する家族双方が在宅介護を継続することに大きく貢献している。公共交通機関も偏在しており、公共交通機関そのものがない地区に居住する健常者も多数存在することから、今後、市全体の公共交通体系の見直しがあった場合は、本事業の利用者負担や委託単価も含めて運用方法の見直しについても検討したい。					
	二次評価	20点		二次評価	担当部署局意見	担当課の意見に同じ。					
	総合評価	20点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価はある程度妥当である。						
				本事業に係る内部評価部会意見	高齢化が進む本市において、本事業のような福祉政策の優先性は高いと考えられるが、本荘地域と本荘以外の地域とで公平性があまり保たれておらず、この点については、無料ではなくある程度の負担を利用者に求めるべきである。						
総合評価	B	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。							

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	ソフト事業	事業名	外出支援事業
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	4点	対象者の絞り込みをしている以上、セーフティネットとして実施するべきである。	
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	5点	支援を必要とする人と家族にとって、必要性は高い。	
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	4点	公共性から、市が実施することが妥当である。	
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
4点	利用者と家族の負担を軽減している。		
評 価	効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input checked="" type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	3点	費用の効果は、どちらとも言えないというより、評価できかねる。	
総 合 評 価	公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input checked="" type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	
	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・本荘地域は有料である以上、公平とは言えない。 ・応益性・応能性の観点から、サービスを受ける側も支払い可能な人は相応の負担をするべきである。 	
総 合 評 価	A	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が分かりにくい。明晰性という評価項目がほしい。もともと複雑な事業と思われるが、市民が分かるよう資料を工夫してほしい。 ・事業内容に、必ずしも数値化できない部分がある。 ・福祉・教育分野は、定量評価は馴染まないという考え方もある。 	
	22点		

改善点等の提案

内部評価と外部評価で評価の基準が違うため、評価が分かりにくくなっている。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q. 平成20年度、平成21年度と利用者数が減少している理由は何か。(山口委員)
- A. 当初は介護施設の通所等の利用も認めていたが、平成20年度から医療機関の通院に限定したことと、平成21年度から審査内容がより厳格になり、いわゆる寝たきりに近い方に限定したことが理由である。(長寿支援課)
- Q. 利用の基準を厳しくした理由は何か。(山口委員)
- A. やはり公共交通機関や介護タクシーを利用できない理由、家族が介護できない状況を加味する必要があるだろうということで、例えば地域で大勢の方が自分でタクシーを利用しているということであれば、真に外出支援サービスが必要な方が区別しないといけないだろうと審査を厳しくした。(長寿支援課)
- Q. 事業の目的に家族の身体的・経済的負担を軽減するとある。今後、利用者が増えるであろうという推測であるが、現実にはサービスを減らしている。乖離はないか。(太田委員)
- A. 人口の構成割合や介護の状態から、対象者は増えていくだろうと考えている。それに比例して真に支援が必要な対象者が増えるかということについては、比例する部分があれば比例しない部分もあるだろうと考えている。ただ、真に支援をしていく対象を捉えて支援していくことは必要と考えている。少しずつサービスを減らして最終的にサービスを止めようということではない。(長寿支援課)
- Q. 一般論として、母数が大きくなれば、それに対応する分子も増えるというのが理屈と考えるが、市民目線として納得のいく説明だろうか。予算のことを除けば、むしろ、そういった方たちを救っていこうという気持ちの上で、施策・事業を立てた方が良いのでないか。そういうような気持ちで運営すれば、より手の届くサービスになるのではないか。(太田委員)
- A. 長寿支援課では高齢者支援ということで外出支援を行っているが、市の過疎地全体の問題と思うが、住民の交通手段の確保は高齢者だけのことではなく、市全体の問題として捉えていただきたいと考えている。市の関係部局に高齢者の実態を説明しながら訴えかけをしていきたい。(長寿支援課)
- Q. 要介護4～5の人は、全員が該当となるわけではないのか。(須田委員)
- A. 介護度がつくということは介護認定されているということだが、認定を受けていなくても要介護4～5に相当するような寝たきりの人は対象となる。家族がいる人や生活支援が必要ない人は対象とならない。家族が介護できない場合は対象となるが、そういう人は限られている。(長寿支援課)
- Q. 要介護4～5にならなくても、難しくて家族が一人で連れて行けない場合がある。そのときは家族がいても出来ないという判断にならないのか。(須田委員)
- A. 介護タクシー等で対応できる場合は対応してもらっている。行政の支援というのは、そういうことが全然できない方を支援していくということで、要介護4～5の対象者全員を支援するということとはできない。真に必要な方には申請してもらい、審査した上で支援していくことになる。(長寿支援課)
- Q. 申請数に対する採用数の割合はどのくらいか。(太田委員)
- A. 申請される方は、ケアマネージャーさんがケア会議等をしたり、長寿支援課に来た

り、総合支所に相談したりと、申請まで段階を踏んでいるため、採用率は高い。
(長寿支援課)

- Q. 審査結果が出る前に行政とのやりとりがあることは理解した。支援してあげられる
と思いながら、支援できなかったというケースはあるか。(太田委員)
- A. 福祉政策の時代から続いている事業のため、申請すれば受理されるという考えの方
が申請し、採用されなかったケースが平成18年度から平成20年度頃まではあっ
た。今はほとんどない。(長寿支援課)
- Q. 制度が変わって認められなくなった例は、どのようなものがあったか。(太田委
員)
- A. 家族の職場が近所だったり、パートだったり、働いていても送迎できるのでない
かということで断ったケースがあった。(長寿支援課)
- Q. ある程度、利用者に負担を求めるべきと評価しているが、負担を求めるのではな
く、本荘地域でこの制度に該当する人が介護タクシーを利用した場合、自己負担分
を領収書等と交換で出してあげるといふ考え方はできないか。(須田委員)
- A. 今、介護保健では無料ということはほとんどなく、ある程度の負担をいただきなが
らサービスを提供するという流れになっているため、やはり無料ではなく、ある程
度の負担を求めた方がよいという評価になっている。(内部評価部会3班班長)
- Q. 利用者負担が原則であるが、白タク行為になってしまうため、無料にしているとい
うことで良いか。(太田委員)
- A. 制度上、申請すれば白タク行為にならないようにできるはずである。(内部評価部
会3班班長)
- Q. その申請をしていない理由は何か。(太田委員)
- A. 申請していないだけだと思う。(内部評価3班班長)
- A. 合併時に福祉制度の見直しをして現行の制度にするまで5年がかかった。差別化す
るため負担していただくということになると、幾ばくかの支払をしていただくのが
よいのでないかと思っているが、住民のコンセンサスを踏まえて実施するまで2～
3年がかかってくると考える。料金を一部負担していただくということが妥当とい
う考えは理解できる。具体的なアクションはこれからになる。ただ、そこまでは必
要ないのでないかという外部の考えもあり、地域協議会等で話をしていく中で、や
むを得ないという話になれば、そのような形になっていくと考える。これから事業
を続けていくとすると、少しでも負担していただくのが良いのかなという思いはあ
る。(長寿支援課)
- Q. 有効性の評価について、一次評価の5点を二次評価で3点にした理由は何か。(太
田委員)
- A. 一次評価の評価が高すぎた。利用者数が目標に届いていないということで、評点3
とした。(内部評価部会3班班長)
- Q. 利用者数が目標に届かないということで、有効性の評価が下がるというのはいかが
なものか。有効性は利用者数で判断するものではないと思うが。(須田委員)
- A. 利用者数だけで有効性を評価すると、評点2としていた。(内部評価部会3班班
長)

- Q. ソフト事業を現地調査から外した理由は何か。（太田委員）
- A. 事業自体が、個人を搬送するというサービスのため、利用者のプライバシーに配慮が必要と判断した。（行政改革推進課）
- Q. ヒアリングをして対象者を絞っていくという話だったが、高齢者自身は年金収入しかないと思われるが、ストックとしての資産が多くある方と、借家に住んでいる方では圧倒的に負担感に違いがある。また、一緒に住んでいる人がいるのか、高齢者のみの世帯なのかによっても経済的な負担感が違ってくる。そういった点は絞り込みやヒアリングでチェックしているのか。（山口委員）
- A. 基本的に一番大きい判断基準は、家族の支援が常に受けられるか受けられないかで、同居でなくても家族が近くに住んでいれば、その方が肉体的・精神的に支援ができ、車も本人が医療機関へ通院が必要なときに送迎できるとすると、決して単身そのものが有利というわけではない。（長寿支援課）
- Q. 危機的な状況にある人は運用で救おうというセーフティネットの仕組みだとすれば、無料か極めて軽微な負担であるべきである。実際の負担がどの程度になるか整理してもらえればよく分かると思う。（山口委員）
- A. 事業を続けていく上で一番ネックになるのが、片や負担をする、片や負担をしないの整合性をどうするかである。白タク行為の問題を消化できないと事業が行き詰まる。介護タクシーを利用できる環境にあるが、経済的に困難な方は必ずいる。市で費用を負担していくという提言をいただいたが、新たに助成の制度を設けるとなると、話の展開が難しくなる。担当課として、色々な問題をクリアして支援を続けていきたいと考えている。話し合いの場を作る必要があるだろうと思う。基本的には、住民の交通手段の確保をどうするのが根底にあると思っている。（長寿支援課）

（ウ）本事業に係る意見

- ・バウチャー制度を利用して、本荘地域の人たちの応分の負担を市が持ってあげて不公平感を解消するという手法があると思う。（太田委員）
- ・効率性の二次評価の単価比較で、1km あたりいくらかかっているかが業者に支払う額になっているが、利用者の負担は 0 円である。市民の立場からすると、ここは 0 円が出てきた方がわかりやすい。データづくりに多く工夫があった方が良い。（太田委員）
- ・事業の内容が分かりにくいので、市民に分かる資料と説明にしていればと思う。（太田委員）
- ・一次評価と二次評価で評価が変わるのは一向に差し支えないが、変わった理由の説明があるべきである。同じ有効性とは言いながら、評価の視点が変わっている。二次評価の場合は数字を重視して、インプットとアウトプットの関係で見えてしまっているからこういうことになる。加えて法令が変わり事業を利用できる基準が変わったということで、数字の意味が変わったということがある。市民には分かりづらい。その辺りをもう少し分かりやすい資料と説明にしてもらえると良い。（太田委員）

- ・費用の効果は、どういうロジックで効率的であるという評価が結論づけられるのか分からない。相当、省略があるのでないか。（山口委員）
- ・現地調査について、社会福祉協議会や事業所に行き、ヒアリングすることは可能だったかもしれない。（太田委員）
- ・現場の方が丁寧に対応している一方、制度の運用の仕方の基本的考え方はどうなのかと思うところがある。（山口委員）
 - A. チェック票で○が何個ついてという形の誰が見ても分かるというものではなく、裏に隠されている事情を聞き取ることに難しさがある。地域の総合支所を通して現状を知っている人に判断してもらうというのが一番良い。なかなかマニュアルどおりに行かないところがあると理解している。（長寿支援課）

(2) 農業夢プラン応援事業補助金（畜産）

○当該事業の総合発展計画における位置づけ

目標名：農林水産業の振興

施策名：農業の振興

施策項目：農業生産体制の充実

①事業概要

i) 事業の目的

近年、農業資材の高騰や米を含む農産物価格全体の価格低迷、安全・安心な農産物への消費者ニーズの高まり等、農業を取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対応した農業経営の改革が急務となっている。

本事業は、本市の基幹産業である農畜産業において、複合経営の拡大と農産物加工等による高付加価値化、契約栽培などによる経営の多角化に向けた取り組みを総合的に支援し意欲ある担い手の経営を発展させる



もので、特に畜産については、肉用及び比内地鶏の生産に必要な機械・施設等の導入に対し助成するとともに、優良な雌子牛を自家保留した場合に奨励金を交付し、農家の生産性向上を図ることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、担い手の経営発展に資する機械・施設・肉用牛等の導入を支援する事業であり、導入に必要な経費の一部を補助するものであり、その補助率は1件当たり 5/12 ～ 6/12 である。

評価年度である平成21年度の実績は、繁殖用雌牛の導入や機械・施設の導入が合計110件あった（詳細は表16・17）。

(表16) 牛の導入頭数及び導入助成額の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	7,500 40頭	5,049 27頭	4,500 20頭
実績	4,946 27頭	22,556 107頭	- -

(表内左側は導入助成額(単位:千円)、右側は牛の導入頭数)

(表17) 機械・施設の導入件数及び導入助成額の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	0 0件	0 0件	12,500 1件
実績	0 0件	2,979 3件	- -

(表内左側は導入助成額(単位:千円)、右側は機械・施設の導入頭数)



(本事業により導入されたパイプハウス畜舎(鶏舎))

iii) 事業対象

本事業の対象者は、農業法人、認定農業者、集落営農組織、農作業受託組織、認定農業者等である。

本事業では、担い手の経営発展に資する機械・施設・肉用牛等の導入に必要な経費の一部が補助される(補助率は5/12～6/12)ことから、その残りの部分(経費の6/12～7/12)については本事業の対象者が負担することになる。

iv) 事業にかかる財源内訳

本事業にかかる財源内訳は、以下表18のとおりである。

(表18) 農業夢プラン応援事業補助金(畜産)にかかる事業費の内訳

財源等	年度別	
	事業全体	H21年度
事業費	57,606	25,535
内訳	県支出金	41,147
	一般財源	16,459

(単位:千円)

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	ソフト事業	地域名	-	事業名	農業夢プラン応援事業補助金(畜産)	担当部局名	農林水産部	本庁担当課	農業振興課	事業担当課	農業振興課	
優先性	一次評価	3点	農畜産業は本市の基幹産業であり、特に担い手の複合経営の確立や産地づくりの柱となる畜産の振興は必要不可欠であり、肉用牛・比内地鶏の生産拡大、生産性向上に資する本事業は優先実施が望ましい。									
	二次評価	4点	市の基幹産業である農畜産業分野における営農団体の経営基盤強化や育成、市が進めている畜産振興にも合致する事業であることから、優先度は高いと評価され、一次評価を上回ると判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
必要性	一次評価	4点	農業資材の高騰や農産物価格低迷等により、農業の経営環境が悪化している。そのため、農家の経営の複合化、生産性向上等による経営改善、所得向上の必要が生じている。農業の規模拡大や経営改善のために必要な家畜導入や畜舎建築などの事業を支援するもので、市民ニーズや社会情勢に十分に対応していると評価できる。									
	二次評価	4点	農業資材の高騰や農産物の価格低迷が続いており、経営規模拡大など業務改善を行わなければ今後の経営が厳しい状況となっていることから、本事業は経営改善のための支援としてニーズに対応していると評価でき、一次評価は妥当と判断される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
妥当性	一次評価	5点	実施要領第8の2より、市が農業者等負担の一層の軽減を図るため県と協調して助成を行うよう努めるものと定められていることから、市として農家の経営改善、所得向上を図るための助成を行う必要があると評価できる。									
	二次評価	4点	実施要領第8の2によれば、「市町村及び農協は、農業者等の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めると」と規定されていることや、県内のほとんどの市町村において本事業による助成を行っており、市が行う必要性は高いと評価される。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
有効性	一次評価	3点	本事業では、事業実施から3年後の目標年度までに経営規模の拡大、収入・所得の向上、家畜の増頭等が目標としてかかげられている。これに対して、徐々にではあるが規模拡大、収入・所得の向上等が図られており、効果は得られていると評価できる。									
	二次評価	3点	事業目標に対して、徐々にではあるが規模拡大、収入・所得の向上等が図られており、効果は得られていると評価される。本事業は複数年度に渡り成果を求められる事業であることから、一次評価は妥当と判断する。									
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。									
効率性	一次評価	4点	本事業の補助率は県・市合計で1件当たり5/12～6/12であり、類似事業補助率(1件当たり1/3～1/2)と比較して、割高となっておらず、効率的であると評価できる。									
	二次評価	4点	本事業の補助率は5/12～6/12であり、類似事業の補助率1/3～1/2程度と比較しても、効率性は特に変わらず、一次評価は妥当であると判断できる。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
公平性	一次評価	5点	事業の実施に際しては、広報誌、関係機関を通じて周知を図っており、受益者は限定されていない。また、県補助率1/3、市補助率1/12～2/12で、類似事業でも補助率1/2以下が一般的であり、受益者負担は適正である。									
	二次評価	4点	本事業は、一定要件を満たす事業者を対象とした経営改善のための助成制度である。市広報誌や関連機関を通じて広く周知しており、また、受益者の費用負担は6/12～7/12である。									
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。									
合計	一次評価	24点	全体に係る意見	担当課意見	本事業は、肉用牛や比内地鶏の生産性向上や規模拡大に資するもので、農家の経営改善につながるものである。							
		A		担当部局意見	肉用牛、比内地鶏等の規模拡大を目指す認定農業者を支援するための事業であり、経営発展プランによる無理のない規模拡大が図れるため、有効な事業である。							
	二次評価	23点		一次評価に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当である。							
		A		本事業に係る内部評価部会意見	由利牛のブランド化を目指す本市にとっては、畜産分野の担い手を育成し安定した経営基盤を築くことは必須要件であり、また、本市においては農畜産業が基幹産業でもあり、本事業による助成制度を実施することは有益であると思われる。また、低迷する農畜産物市場に対応するためには、中長期的に継続する支援も必要と思われる。							
総合評価	23点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価の意見は妥当である。								
		A										

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	ソフト事業	事業名	農業夢プラン応援事業補助金(畜産)	
各 視 点 に よ る 評 価	優先性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	基幹産業振興の観点から、優先性は高い。	
	4点			
	必要性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		内部評価結果は妥当である。
	4点			
	妥当性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		内部評価結果は妥当である。
	4点			
	有効性	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> やや高い <input checked="" type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		単年で事業成果が出てこないため、有効性の観点からの評価は難しいが、事業成果について事前に目標値の設定をすべきであった。
3点				
評 価	効率性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い	内部評価結果は妥当である。	
	4点			
	公平性	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 低い		事業実施にあたり、対象となる農家等への十分なPR・周知をすべきであった。
4点				
総合 評価	A	事業実施にあたり、対象農家等への十分なPR・周知が必要であった。また、事業をより良いものとするため、販路拡大等フォローアップ体制の充実が望まれる。		
	23点			

改善点等の提案

- ・事業を拡大し、農家にとってより良い事業となるよう、対象農家等への十分なPR・周知が望まれるとともに、販路拡大等フォローアップ体制の充実が望まれる。
- ・事業効果を高めるため、JAが参画するなど連携協力が望まれる。
- ・評価しやすいよう、事業の目標値を明確化されたい。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q. 総事業費の中に受益者負担分は含まれているか。(佐藤委員)

A. 総事業費については受益者負担分は含まれていない。詳細については配布してある行政評価調書に記載してあるとおりであり、補助金としてこのくらいの金額を要したということである。今年度については、約 810 万円の一般財源が充てられている。(農林水産部農業振興課)

Q. 事業の採択権限は県にあるのか、市にあるのか。(佐藤委員)

A. 事業の採択権限は県にある。申請の際に市を窓口としている。(農林水産部農業振興課)

Q. 事業実施効果について、平成20年度と平成21年度とを比較した場合、大幅増額となっている理由は何か。(佐藤委員)

A. 平成20年度から開始した事業であるが、周知が十分に行き届いていなかったことや県から割り当てられた金額が少なかったことが、初年度に事業成果が低かった理由と考えられる。翌年度は、県内の牛の4割が本荘由利地域に集中しているということから、前年度を大幅に上回る金額を割り当ててもらった。また、周知が十分に行き届いたこともあり平成21年度には多くの申請があり、前年度を大幅に上回る金額を割り当ててもらったが、それでも足りないという状況であった。(農林水産部農業振興課)

Q. 平成20年度の事業開始時に農家へのPRをしっかりと行っていれば、平成20年度から事業効果は高められたのではないか。(佐藤委員)

A. 初年度に由利本荘市が割り当てられた金額は牛27頭分であり、少なかった。また、農家側で牛舎の制約などから牛を飼おうと思っても飼えない状況などがあったことから、初年度の実績が低くなっている。(農林水産部農業振興課)

Q. 今年度については800万円の助成額で牛舎建設に着手しているとの説明があったが、他の補助事業でこのような事業を実施することができるか否か。(佐藤委員)

A. 国の事業でも建設は可能だが、国の事業の場合は制約が多いのが現状である。県単事業であれば制約も国に比べると少ないことから容易に建設することができる。(農林水産部農業振興課)

Q. 補助を受けた農家に、後継者はいるのか。後継者がいなければ、施設等を導入した意味が無くなるのではないか。(小島委員)

A. 申請の段階で後継者の有無についてはまでは確認していない。ただし、導入した機械等について途中で放棄するには制約があることから、導入したものが無駄になるというリスクはないと思われる。(農林水産部農業振興課)

A. 今回事業説明で登場した農家のうち2件の農家については、ともに20代の後継者がいる。(佐藤委員)

Q. どの程度の対象者に対してどの程度の申請があり、結果としてどの程度の採用か。(三品委員長)

A. 由利本荘市全体の畜産農家世帯数に対する事業割合は、平成20年度が5.1%、平成21年度が15.8%である。採択率については、申請基準をクリアして申請した方については100%採択されている。(農林水産部農業振興課)

Q. 比内地鶏がどの程度増えたかは把握しているのか。（今村委員）

A. 本事業は、比内地鶏を飼育するための鶏舎建設や機械設備導入にかかる費用を助成する事業であることから、具体的に何羽増えたかまでは把握していない。ただし、設備導入から3年後に、目標数値まで比内地鶏を増やすことができているか否か実績報告する義務が本事業の受益者にある。これは牛やフランス鴨の場合も同じであるが、その段階で具体的な数が把握でき、事業によりどれくらい増加したか把握できる。（農林水産部農業振興課）

（ウ）本事業に係る意見

- ・本事業の評価手法として、本事業は増やすことが目的であることから牛の増頭数や増頭率などを基準として考えるべきである。（三品委員長）
- ・本事業が成功しているか否か判断する際には、比内地鶏がどの程度増加したかということも重要な判断材料となることから、比内地鶏が具体的にどの程度増加したかということをしかりと把握すべきである。（今村委員）
- ・増やした牛や鶏の販路拡大までサポートすることができれば、さらに素晴らしい事業となるのではないか。（今村委員）
- ・本事業は、市・県の基幹産業を支えるための重要な事業である。（三品委員長）
- ・本事業では、前もって目標値が設定されるべきであった。（三品委員長）
- ・事業効果についてフォローアップされるよう対処されたい。（三品委員長・佐藤委員）
- ・地元発信のブランドを創るべきである。（小島委員）

Ⅲ 総括及び提言

本章では、第5回外部評価委員会において各委員から提案された意見等をまとめたものを記載している。

1. 外部評価作業を実施した所感

- ・煩雑な作業内容（事業の内容・内部評価方法等）の説明、および外部評価としてなすべき対応方法について、資料は要領よくまとめてある。
- ・報告書には、多数ある事業の中で、取り上げられた事業がなぜ外部評価委員会の案件になったかについての補足の説明が必要と思われる。
- ・予算との関係をさらに評価すべき。使用した金額に見合うだけの効果が出ているかの検証が今後必要となる。
- ・初めての取組みという点において、資料作成、資料説明など、努力が感じられた。
- ・現地視察は有効であった。
- ・B班のみしか把握できていないが、評価委員はそれぞれ高い見識を有していた。
- ・行政の監査という制度は存在するものの、より住民に近い立場で、行政のあり方の評価を行う当制度の導入に意義を感じる。今後、行政の様々な面にこのような評価制度の浸透が進んでいくと考えられるが、行政の大幅なコストアップにならないよう、合理化などと平行して進めるようお願いしたい。
- ・なにを、どのように評価したら良いのか、よくわからなくて作業は大変でした。が、こんな機会がなければ市の事業をじっくり見ることもなかったと思うので、良い経験でした。
- ・市民が安全で快適な暮らしを送るためには、どれも大切で必要な事業だと実感しました。
- ・行政の果たすべき役割は多岐にわたり、政策、財政、地域の事情等と複雑にからみ合って進められていることが改めてよくわかった。
- ・限られた財源を有効に活用し、どんな事業を優先するのかその判断の大切さ、そして難しさが強く感じられた。
- ・最大多数の最大幸福と少数者のそれをいかに両立するか、公平性をどう保つか。
- ・行政担当者の識見、信念、先見性の重要さを感じた。
- ・行政の方には厳しい注文も多いと思われる。但し、民間は厳しい競争社会にあって、それぞれに創意工夫をして事業改善を行って現在に至っている。できない企業は淘汰されるのだ。できない口実を考えるのではなく、「こういうことならできます。」という民間のセンスを是非組み入れてもらいたい。前例のないものには、前例を創りだしてほしい。それなしには、市民からの信頼は得られないであろう。
- ・何の事業であっても、関わった担当職員は一生懸命に取り組んでいると思った。
- ・自分は素人で事業をどのように見たらいいのか、数字はどう見たらいいのかがよくわからなくて、評価委員としては力不足であったと申し訳なく思っています。
- ・きめ細かな内部評価がなされていることに感心した。

- ・担当者の熱心な説明で感銘を受けた。
- ・現場見学は大変興味深く楽しかった。
- ・知識・経験不足等で適切な評価ができなかったことが残念で、お詫びしたい。

2. 行政評価システム等について改善・工夫が必要な事柄

(1) 行政評価の定義づけについて

- 本報告書 P.4 で示されているように、由利本荘市では、主要事業の評価を「政策評価」と定義づけている。しかし、一般的な考え方からすると、主要事業の評価は「政策評価」ではなく「事業評価」と定義づけすべきである。

(2) 評価対象事業について

- 今回の評価対象事業については、全て市が選定した事業であったが、本来は、外部評価委員が評価対象事業を選定すべきである。また、評価対象事業を選定するにあたっては、市の自主性の高い事業を選定対象とするとともに、複数年度に渡って継続中の事業についても選定対象すべきである。

(3) 評価基準について

- 評価項目が「優先性、必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性」と6項目あるが、それぞれの項目には意味があることから6項目からの評価をすべきという意見があった一方で、評価項目をまとめたり取捨選択するなどした上で評価すべきであるという意見が見られたことから、評価項目のあり方について検討が必要である。また、評価項目の「優先性」の解釈について、如何なる範囲における優先性なのか、また、何と比較しての優先性なのかを明確化すべきである。
- 内部評価における事業の評価基準を見直し、評価点数をより高い達成水準に設定するなど厳格化すべきである。

(4) 外部評価作業の進め方について

- 今回の評価期間は、現地調査からヒアリング調査まで20日間であったことから、再調査（必要性・有効性などの検証をするため、受益者や地域住民へのヒアリング調査など）が必要と判断された場合などは、この期間では短いと思われる。
- 外部評価作業に必要な資料は膨大であり、それらを事前に全て読み込むということ

は困難と考えられる。その一方で、評価にあたっては客観的なデータに基づいた判断をしていく必要がある。こうしたことから、外部評価作業に必要な資料については、核となる資料を正確にわかりやすくまとめるなど、資料作成等に十分配慮していただきたい。

3. その他意見等

- 市の会計処理方法について、複式簿記発生主義に基づく公会計改革に積極的に取り組んでいただきたい。
- 外部評価委員について、公募委員の参画についての検討も必要である。
- 事業名だけでは事業内容を把握することが困難な事業があったことから、事業名にサブタイトルを付けるなど、事業内容を明確化する必要がある。
- 行政評価は、その結果を今後どのように行政運営に反映させていくかが非常に重要であることから、評価結果の行政運営への反映方法について工夫すべきである。